

③ 市民協議会総会の開催

市民協議会と緑化協会による総会を開催しており、年度ごとの活動方針の共有や、情報交換を図ることで、今後も連携の効果を最大限に発揮させます。

④ 市民協議会との連絡窓口

市民協議会は現在、活動人員の減少が課題となっているため、入会や情報の案内、公園での新たな活動を目指す方への受付・案内など、それらの連絡窓口として継続して協力することにより、市民協議会の活動の活性化を目指します。

⑤ 活動PR

公式ホームページ、リーフレットなどの広報媒体を使い、市民協議会の活動状況と入会案内を行います。市民協議会の活動を多くの人に広め、仲間を増やすことで活動の活性化を目指します。



旭山自然調査隊の活動紹介

⑥ 活動に必要な備品の管理

市民協議会と連携して、活動に必要な備品や資材を確保・管理しており、今後も共用備品の購入などにより、活動の環境整備に努めます。

地域・関連機関との連携

① 近隣小学校との連携

当公園では平成 29 年から近隣の緑丘小学校と連携し、4 年生の総合学習授業「旭山ウォーカー」の実施に協力しています。今後も次代を担う子どもへの環境教育に協力できるよう、連携体制の構築に努めます。



旭山ウォーカー

② 町内会との連携

当公園で開催する「木工クラフト講習会」などのイベントに近隣町内会から講師の派遣や、専用工具の貸出等に協力してもらうなど連携して開催してきました。今後も市民協働による公園の活性化を図ります。



木工クラフト講習会

3) 関係機関一覧

当公園の管理や自主事業の実施にあたり、想定される関係機関一覧は以下のとおりです。

分類	団体名
利用者団体	旭山記念公園市民協議会 主な活動団体：旭山公園キッズ、旭山自然調査隊、札幌太陽子ども劇場、札幌まるやま自然学校
地元自治体	界川町内会
ボランティア団体	旭山記念公園ボランティアの会
その他	札幌市立緑丘小学校

4) 札幌市等との連絡調整の具体的方策

札幌市との連絡調整を緊密かつ円滑に行い、当公園の利用促進や管理運営水準の向上につなげるため、「旭山記念公園運営協議会（以下、「協議会」といいます。）」を設立し、次のとおり運営します。

- ① 協議会の構成員は、札幌市と当コンソーシアムの構成団体とします。
- ② 定例協議会は年 1 回開催し、必要に応じて臨時協議会を開催します。
- ③ 協議会は当コンソーシアムが主催し、運営に当たります。
- ④ 協議会では、次の項目について協議します。
 - ・ 管理運営業務の報告
 - ・ 当公園の管理運営上の問題点や改善に関する事項
 - ・ 管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合、その概略及び業務仕様書において協議会での協議を必要とする旨が記載されている項目
 - ・ 市民サービスや管理水準の維持向上に向けた取組
 - ・ その他、市民の要望等の反映など
- ⑤ 協議会の議事内容は当コンソーシアムで取りまとめ、札幌市に提出します。また、利用者が閲覧できるように森の家に配置します。

(5) 財務

都市公園の資金管理に関する基本的な考え方を示してください。

また、都市公園における現金等の取扱についての基本的な考え方、整備する規定（既に整備済の場合は当該規定）の名称及び概要、現金等の取扱に関し事故、不祥事を未然に防ぐ具体的な仕組みを示してください。

(5) 財務

当コンソーシアムの業務分担では、当公園の自主事業など、現金等については緑化協会のみが取り扱います。そのため、現金等の取扱いについては、緑化協会の考え方、規定等について次に示します。

1) 資金管理に関する基本的な考え方

当公園で取り扱う現金は、「準公金」と考えます。当コンソーシアムでは、厳格かつ適正な管理に努め、資金の元本保全が可能な「安全性」の確保を最優先とし、日常の支出に対応可能な「流動性」を持ち「効率性」を勘案し、「計画性」を持って「透明性」のある、適切な保全策を講じることにより、資金管理を行います。

- ① 安全性の確保 資金元本の安全性を確保するため、ペイオフを勘案し安全な管理を心がけ、預金先である金融機関の経営の健全性に留意します。
- ② 流動性の確保 月々の支払等に支障を来さない必要な資金を確保します。
- ③ 効率性の確保 安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金調達を図ります。
- ④ 計画性の確保 当公園に係る、収支その他の経理に関する記録を各年度単位に整備します。
- ⑤ 透明性の確保 緑化協会では、経理事務の透明性を高めるために、公認会計士による外部監査を実施します。

2) 現金等取扱に関する基本的な考え方

当公園で現金等を取り扱う緑化協会では、内部牽制を機能させ、次のとおり実行します。

- ① 複数スタッフによる相互牽制が機能する組織体制により現金等を取り扱います。
- ② 規程に基づき、現金等の流れをチェックするとともに残高の確認を行います。
- ③ スタッフ相互による日々のチェック及び月単位の定期的な検査・確認、並びに保管現金の限度額と入金サイクルを定めるとともに、多額の現金は所持・保管しません。

3) 現金取扱規程

緑化協会で整備している規程は、次のとおりです。

- ① 会計処理規則（財務及び会計の基本的事項、勘定科目、帳簿組織、予算、決算、出納、固定資産等について規定）
- ② 処務規則（組織、事務分掌、専決・決裁、公印管理等について規定）
- ③ 資金管理及び運用規則（運用管理方針、運用の区分・方法等について規定）
- ④ 特定資産管理規則（特定資産の目的、積立方法、取崩要件等について規定）
- ⑤ 内部監査要綱（現金等の取扱事務を監査し、事故の未然防止を図るために規定）

- ⑥ 公園・施設現金等取扱要綱（各公園・施設管理事務所等における現金出納から金融機関への手続き、現金取扱スタッフと職務範囲、現金の保安等について規定）
- ⑦ 事務局現金等取扱細則（事務局における小口現金、現金収受、領収書発行、入金、払出、大金庫管理等について規定）

4) 現金等取扱に関する事故防止システム

緑化協会では、既に実行している次の仕組みを、今後も継続して行います。

① 現金取扱の点検・調査

a 内部監査

年2回（定期内部監査による）

点検項目：管理体制の整備・確認、現金収納事務の執行、現金等の保管状況、金融機関への入金状況、金券等の管理等

b 公印及び預金通帳等の施錠管理

公印保管場所(事務局) 鍵保管者 — 事務局長

通帳保管場所(事務局) 鍵保管者 — 経理事務担当者

通帳保管場所(各施設) 鍵保管者 — 現金取扱責任者又は現金取扱担当者

c 事務局経理事務担当者による現金出納簿の確認

月末締め現金出納簿と売上金口座入金状況を確認

d 外部監査人による監査

公認会計事務所により、外部監査を実施

② 法令遵守・服務規律の確保

法令遵守と服務規律に係る研修等による啓発

採用時及び定期的な研修等により事故や事件を防止する意識の共有

③ 職場内コミュニケーション

コミュニケーションの活性化（毎日のミーティング）

管理監督者（管理職、マネージャー等）による積極的声かけの徹底

④ キャッシュレス決済の導入による現金事故防止

売店等でキャッシュレス決済を導入及び検討

5) インボイス制度について

緑化協会は令和4年10月に適格請求書発行事業者の登録を受けており、インボイス制度で定められる事務処理等を行います。

6) 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合

緑化協会では、万一、現金等の取扱いに関して事故や不祥事が発生した場合には、直ちに札幌市に報告し、事件性がある事案については警察に届け出ます。

また、当該事案の概要を記録した事故報告書を作成するとともに、原因を究明して改善策を策定し、再発を防ぎます。

(6) 苦情対応

都市公園の利用に関する苦情対応の基本的な考え方と対応の仕組みについて具体的に示してください。

(6) 苦情対応

当公園における苦情対応は、代表団体である緑化協会の次の指針等に準じて行います。

1) 苦情等対応の基本的な考え方

公共施設の管理運営は利用者や地域住民に満足いただけるサービスを行うことが基本であり、緑化協会ではこれまで利用者の要望、苦情等（以下、「苦情等」といいます。）を正確に聴き取り、素早かつ確にに対応し、問題や課題の解決をするとともに、苦情等を改善につなげ管理運営に反映させてきました。

当公園においても同様に、利用者や地域からの苦情等に対して、次の手順に沿って対応します。

2) 苦情等対応の具体的な手順

① 苦情等の受付、責任・担当部署等

- 電子メールやご意見箱、アンケートなどによる苦情等以外で、電話や窓口で受けた苦情等は、原則として最初に受けたスタッフが、その場で対応します。
- 最初に受けたスタッフが回答しかねるような場合は、マネージャーが対応します。
- 現地の公園で対応が困難な場合は、緑化協会事業課の担当課長が対応して判断し、苦情の種別により、必要に応じて事務局スタッフに引き継ぎます。
- 利用者からの申し出により、緑化協会が関係する他の部署に、当公園の苦情等が寄せられた場合でも、申し出を受けた部署で苦情等を受け付けます。
- 上記で対応が難しいものや札幌市の判断を要するものは、速やかに札幌市に報告します。

② 対応手続文書の整備・活用

- 緑化協会の「事故・苦情等共有システム」で苦情等の内容、対応等を入力・記録します。記録内容はシステム上で緑化協会事務局に即時に報告・共有され、決裁を受けます。
- 「苦情等対応報告票」は緑化協会事務局で決裁すると同時に岩本石庭及び造園コンサルとも共有し、苦情等を受けた公園は、緑化協会事務局からの指示事項等がある場合は直ちに取り組みます。

苦情等対応報告票（通常）									
								No.	
受付日時								初期対応者	
発生場所								報告票記載者	
施設名									
■ 市民 □ ボランティア □ スタッフ □ その他 ()									
対応結果連絡								連絡期日	
■ 要 □ 不要								要望する連絡方法	
住所								□ 電話 □ e-mail □ 来園 □ 文章	
氏名								電話	
								e-mail	
苦情等対象									
区分								業務分類	
苦情などの要旨									
対応（改善）内容									
対応結果に対する評価									
結果連絡の記録								□ 電話 □ e-mail □ 来園 □ 文章	
連絡者								連絡日	

緑化協会の苦情等対応報告票

- 決裁された「苦情等対応報告票」は当公園だけでなく、他の公園・施設のスタッフで共有し、運営の改善につなげます。

③ スタッフの基本姿勢

- a 速やかに対応します。
- b 可能な改善は、できるだけ迅速に行います。
- c スタッフ各自は、当コンソーシアムの代表としての心構えで対応します。（担当外という考え方はしない）
- d 言い分、申し出を最後までとことんよく聴きます。（全面否定しない）
- e 利用者の気持ちを尊重します。（利用者の立場に立つ）
- f 情報を正しく伝えます。（隠したり、ごまかしたりしない）
- g 落ち着いて対応します。（感情的にならない）
- h 利用者に物質的・金銭的・時間的な負担をかけません。
- i 誠心誠意対応し、申し出とその内容に感謝の気持ちを持ちます。
- j 差別・特別扱いしません。
- k 組織として対応し、利用者からの理解と運営の改善につなげます。

④ 全スタッフの理解・徹底

苦情等への的確な対応のため、研修等により、次の事項について全スタッフが理解し、その徹底に努めます。

- a 苦情等に対する「基本姿勢」の内容を理解すること。
- b 「苦情等対応報告票」の内容を理解し、記録・報告できること。
- c スタッフは、利用者と常に良好なコミュニケーションを図るよう努め、日ごろから利用者が意見や要望、苦情等を言いやすい雰囲気を保つこと。

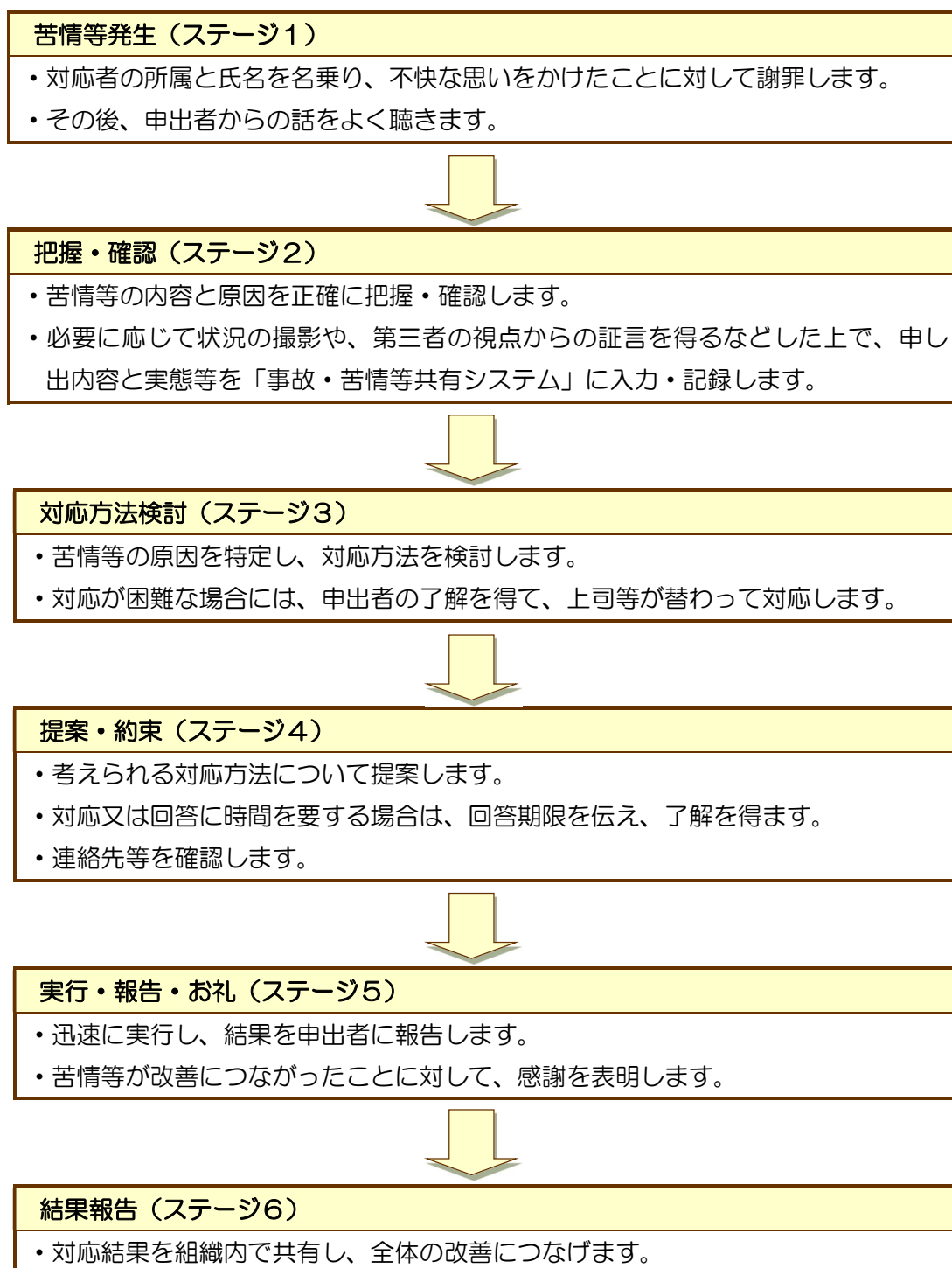
⑤ 札幌市への報告等

- a 苦情等の対応結果及び経過等について、札幌市に報告します。
- b 市政に関し、指定管理者の業務とは関係のない苦情等が公園に寄せられた場合には、速やかに札幌市へ報告します。
- c 札幌市になされた苦情等に関して、札幌市から調査又は指示があった場合は、必要な報告を行い、また指示に従います。

⑥ 公表

苦情等の内容、経過及び対応結果等について回答を求められた場合は、指定された連絡方法により回答します。

3) 苦情等の対応システム・フロー



4) カスタマーハラスメントへの対応について

緑化協会が管理する公園・施設では、利用者等からの苦情等に対しては上に記載したとおり、真摯に対応してきました。しかし、度を越した不当な要求や行為に発展する事案が一部で発生しており、その際にはこれまで通り、札幌市の担当者と密に情報共有し、また顧問弁護士に相談するなどして対処します。

(7) 記録・モニタリング・報告・評価

記録・モニタリング・報告・評価に関する基本的な考え方を示してください。

また、セルフモニタリングの実施について、具体的な方法、仕組みを示すとともに、利用者アンケートにおける「総合満足度」、「接遇満足度」の目標値を示してください。

(7) 記録・モニタリング・報告・評価

1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方

① 記録に関する基本的な考え

- a 当公園の仕様書等に定めのある書類については、適切に記録・整理・保管します。
- b 日常業務の内容、利用状況に関するトピックや写真など、仕様書に定めのない記録についても整理・保管し、今後の業務や利用促進・サービス向上に役立てます。
- c 維持管理業務の記録をスタッフ全員で共有し、効率的かつ効果的な管理運営に反映させます。

② モニタリングに関する基本的な考え

- a 当公園の管理運営に関する自己評価と、利用者や市民からの苦情・要望・意見を基にした判定を、継続的な業務改善のために活用します。
- b アンケート等により、積極的に利用者の意見を取得し、その結果から利用の傾向やニーズを捉え、それらを当公園の管理運営に反映します。
- c 利用者や市民からの苦情・要望・意見に関しては真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応します。また、運営や施設の改善につなげることにより、利用者や市民が当公園の良き理解者や支援者となっていただけるよう努めます。

③ 報告に関する基本的な考え

- a 仕様書に定めのある届出・報告書類等に関しては、適切に集計・整理し、期日までに札幌市に提出します。
- b 札幌市との連携を密にし、利用者からの苦情・要望・意見や、当公園で発生した事故などを速やかに報告し、事態の収拾と改善に向けた方策を協議・検討し、利用者サービスの向上と施設運営の改善に努めます。
- c 報告事項に関しては、当公園スタッフに周知するとともに、当公園の管理運営における基礎情報としてコンソーシアム内で活用します。

④ 評価に関する基本的な考え

- a モニタリングの結果を分析し、計画や目標に対して乖離がある場合や、計画自体に対して是正を要する場合には改善を行い、継続的な管理の質の向上を図ります。
- b 評価に関しては、当公園に従事するスタッフや、当コンソーシアムの他の公園スタッフ等からも意見や傾向を聴取し、組織として公正に行います。

2) セルフモニタリングの具体的な実施方法

① 管理業務計画の検証・評価、及び改善

旭山記念公園では、毎年度の管理業務計画に沿って計画的に管理業務や事業等を実施します。履行状況については四半期ごとに整理・検証し、札幌市に報告書を提出するほか、年間の業務については、計画していた自主事業を含めて実施状況を取りまとめ、運営協議会及び年度報告書、指定管理者評価シート等により札幌市に報告します。

結果に基づいて検証を実施し、改善点等を抽出して次年度の事業や自主事業に反映させ、よりよい管理や事業に向けた継続的改善につなげます。

② アンケートボックスの設置と返答の公表

当公園内のレストハウス、森の家にアンケートボックスを設置し、公園利用者からの意見・質問・要望・苦情等を取得し、利用者の声に対する真摯な対応に努めます。

③ お問い合わせフォームの設置

旭山記念公園公式ホームページにお問い合わせフォームを設置し、市民や利用者等からの様々な問い合わせに迅速・適切に回答します。

④ 利用者アンケートによるニーズと満足度の把握

公園の利用者層や利用満足度、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

旭山記念公園で実施している利用者満足度の調査結果については、満足度の向上に取り組む、次のとおり成果が出ています。

調査年度	旭山記念公園の 総合満足度	接遇に関する 満足度
令和4年度	98.1%（198件）	99%（198件）
令和5年度	98.8%（298件）	93.2%（298件）
令和6年度	95.6%（103件）	92.3%（103件）

カッコ内は有効回答件数

今後も、旭山記念公園の利用者層や利用満足度の把握、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

＜利用者アンケートの実施方法＞

＜アンケート設問項目＞

来園目的、来園頻度、情報入手の手段、お住まい、性別、年齢、同行の方、公園の総合満足度、スタッフの接遇に関する満足度、イベントの満足度等

a アンケートに際して、不必要な個人情報は取得しません。

b 満足度に関する設問については、仕様書に従い、次の5つの選択肢を設けます。

- ・当公園の総合的な満足度
 - 「とても満足」、「まあ満足」、「普通」、「少し不満」、「不満」
 - ・職員の接遇についての満足度
 - 「大変良かった」、「まあ良かった」、「普通」、「あまり良くなかった」、「悪かった」
- c 満足度の目標値は、仕様書の要求水準より高く設定し、より多くの利用者に満足していただけるよう、アンケート結果等を活用して取り組みます。

当公園の総合満足度 : 目標値 75% (要求水準 70%)

有効回答総数に対する「とても満足」+「まあ満足」の割合

接遇に関する満足度 : 目標値 85% (要求水準 80%)

有効回答総数に対する「大変良かった」+「まあ良かった」の割合

⑤ 調査結果

調査結果は、年度終了後に集計・整理し、札幌市に文書または電子データにより報告します。また、集計情報の開示が必要になった場合は、掲示により周知します。

3) 札幌市の検査・確認・要請に対する対応等

① 記録書類の保管および検査対応

本業務の実施に関する記録・帳簿等を管理事務所および事務局等に保管します。保管方法としては、紙媒体もしくは電子データを活用し、種類別・年度ごとにわかりやすく整理し、検査対応時に速やかな対応が可能となるよう保管します。

② 報告書類等の検査対応

協定書で定められる報告書類を確実に提出し、検査時は提出した整合性のある報告書類で対応します。

4) 事業評価の方法および掲示

統括責任者が中心となり、緑地管理・施設管理・その他項目について、利用者の意見や要望も踏まえて自己評価を行います。また、札幌市の業務評価の結果を施設内に掲示し利用者への情報開示をします。

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

(1) 維持管理業務計画

管理業務の仕様書に示す「施設、設備等の維持に関する管理」業務の具体的な実施要領、年度別の実施計画を示してください。

特に、安全性や市民サービスの向上、管理経費の節減に結びつく工夫の内容について、積極的にアピールしてください。

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

(1) 維持管理業務計画

1) 総括的事項

公園の維持管理に関する基本的な事項として次の点に留意し、安全確保と利用者サービスの向上に努めます。

利用者等の安全確保と利便性・サービスの向上について

- a 業務実施に当たっては、利用者、通行者、近隣住民の安全を最優先します。
- b 業務は、公園の利用の支障にならないよう配慮して実施するとともに、利用者に対して業務の実施を十分に周知します。
- c 事故や災害発生時には、正確な情報を把握・伝達するとともに、緊急時には迅速かつ適切な対応ができる体制を確立します。また、被災者の救護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。

【具体的な取組】

① 安全教育による予防・未然防止

- a 年度当初に全スタッフを対象とした安全教育を実施します。また、普通救命講習又は AED の取扱い研修を受講します。また、作業機械操作・運転の安全講習を実施し、誤操作による事故を防止します。
- b 朝のミーティング時に園内の状況確認と処置を指示するほか、危険予知活動を全スタッフが共有・展開します。また、作業機械は日常・定期点検を実施し、整備不良による事故を未然に防ぎます。
- c 当公園のハザードマップや、他公園を含むヒヤリ・ハット事例集を活用して安全意識を徹底させ、事故等の予防・未然防止に努めます。
- d 緑化協会の安全衛生委員会での取組を当公園の全スタッフが共有し、安全衛生に対する意識を常に高めます。

② 安全管理の体制づくり

- a 当公園では現在、AED の設置された応急手当協力施設として、旭山記念公園レストハウス（冬期は森の家）を「さっぽろ救急サポーター」に登録しています。



- b AED は引き続きレストハウスに配置し、レストハウス閉鎖期間は森の家に移動します。また、湿布・消毒薬・絆創膏・ガーゼ・傷薬・包帯などの救急用品を両方の施設に常備します。
- c 巡視・作業等の際に得られた情報や、公園利用者や地域住民から寄せられたヒヤリ・ハット情報などを蓄積・共有してハザードマップに反映させ、安全管理体制の強化につなげます。

③ 周知・告知による安全確保

- a 事故・災害等の発生時には、園内放送等で利用者に注意喚起を行い、スタッフにより避難誘導を行うとともに、被災施設の使用禁止措置や危険箇所への立入禁止措置を行い、利用者に看板等で周知し、被害の拡大や二次災害の発生を防ぎます。
- b 当コンソーシアムが作成したハザードマップを公式ホームページや掲示板等で市民に周知しており、今後も園内の状況の変化や利用者の声などを受けて随時更新し、安全に関する最新情報を提供します。
- c 利用規制が必要な箇所の草刈や樹木剪定作業等を行う場合、作業予定日時や実施区域を掲示板等で周知するほか、現場には作業表示板やセーフティコーンを配置して安全な公園利用に配慮します。

旭山記念公園ハザードマップ



法令遵守・利用指導による公正とサービス向上について

- a 公園内の維持管理業務は、法令等に従い必要な資格を有する者により作業を行います。
- b 拾得物・遺失物の取扱いは、遺失物法に基づき適正に行います。対応マニュアルにより、拾得物台帳に記載した上で、警察署に届けます。園内で不審物が発見された際には、直ちに警察に通報し、指示を仰ぐなど適切に対応します。
- c 違法行為や不法行為を発見した場合、あるいは施設や設備の不適切な利用が認められた場合には、公園の保全と安全・快適な利用のため適正な利用を指導します。

【具体的な取組】

① 法令の遵守と有資格者等による作業の徹底

- a 高所作業車など、資格を要する機械等については、有資格者以外の操作は行わないことを徹底します。
- b 法令等で義務付けられている点検・保守管理作業は、専門業者や有資格者により行うことを徹底します。

② 利用者指導による不正利用・違法行為の排除

- a 園内で不法占用を発見した場合には、丁寧に注意・指導を行い排除します。占用許可を得ている物件については、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設の破損・損傷を確認し、破損等が確認された場合は、速やかに札幌市に報告します。
- b 当公園では犬のノーリードによる、苦情や隣接する旭山都市環境林でのノーリードの犬による咬傷事件が発生するなど問題となっており、現在も根本的な解決には至っていませんが、看板設置や直接の指導、動物愛護管理センターとの情報共有、警察へのパトロールの依頼など、根気強く対応を継続するほか、新たな対策についても検討・実施に努めます。そのほか、犬のフンの放置、動植物の採取・遺棄・給餌行為などの利用マナーに反する行為や、施設・設備の不適切な方法による利用等を発見した場合には、適正な利用を指導します。また、ホームレスの不法占拠や荷物等の残存物が確認された場合は、警察への通報と、札幌市の担当課に協力を要請して対処します。

■ 損害賠償保険の加入について

管理業務の実施にあたり、当コンソーシアムの管理上の瑕疵により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合に備えて、次の損害賠償保険に加入します。

対 象：管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

期 間： 指定管理期間

保険の種類	保険対象	補償内容
施設賠償責任保険	公園利用者・公園施設	対人 1 億円 事故 4 億円 対物 5 千万円
レクリエーション保険	当コンソーシアム主催のイベント・観察会等の参加者	死亡・後遺障害 入院・通院への補償
家財保険	設備・什器備品	補償金額 2 千万円
任意自動車保険 (連絡車両・作業車両)	搭乗者・第三者	対人 無制限 対物 無制限

■ 連絡体制の確保について

公園内の掲示板等に管理事務所の電話番号を表示し、緊急時に公園利用者が通報しやすい環境を整えます。

また、スタッフ間で緊急時連絡網の情報を共有し、緊急時には携帯電話により迅速な連絡を取れる体制を確保します。

2) 施設・設備の維持管理

施設・設備等を常に適正な状態に維持し、利用者が安全で快適に利用ができるよう、安全を第一とした管理を行うほか、市民サービスの向上や管理経費の節減も念頭に置き、維持管理業務に取り組みます。

【基本的な考え】

利用者に公共の施設である当公園を安心して快適に利用していただくには、安全を確保することが大前提です。当コンソーシアムでは、公園利用中や管理作業におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、スタッフにはミーティングにおいて啓発を図ります。

公園内では、利用者の安全確保を第一とし、ヒヤリ・ハットの収集・共有、施設の保守点検・修繕、スタッフの安全教育、事故発生時の対応訓練などにより、安心して公園を利用していただけるよう努めます。

① 作業計画と修繕履歴

レストハウス・森の家・公衆トイレなどの建物や、門扉・四阿・遊具・水飲み台・園路灯・モニュメント・記念碑・ベンチ・看板などの工作物、自動ドア・受水槽などの設備等に関して、作業計画に基づき必要な保守点検・補修・部品交換等を行います。

修繕・部品交換等が発生した際には、作業履歴として日報等に記録し、以降の更新・修繕計画へ反映させ、効果・効率の向上を図ります。

② 点検による安全・機能確保

各建物・工作物・設備は、日常的な巡視を通して行う日常点検のほか、管理基準・指針や法律等により定められた定期点検・法定点検を計画に沿って行います。

また、必要に応じて専門家による臨時点検を行うことにより、異常箇所を早期発見し、安全で正常な機能確保に努めます。

故障や破損等が発生した場合は、危険性及び利用状況等に応じて緊急性と重要性を判断して適切な処置を行い、公園利用者の安全と施設の正常機能を確保します。

③ 公園施設の長寿命化

公園内施設の長寿命化によるトータルコストの削減を図るため、耐用年数や修繕履歴のほか、利用頻度による劣化・損傷の程度を事前に想定し、長期的視点による部品交換や補修・修繕計画を立てます。

④ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

障がい者、乳幼児連れの方、高齢者など様々な公園利用者から、施設・工作物や公園の利用状況に対する声を聞き、誰もが利用しやすい公園となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を重視した維持管理に努めます。

園路接続部の不陸や段差解消のほか、ベンチ・水飲み台などの休養施設の利用しやすさに配慮するほか、点字ブロックや白杖使用者用の保護柵等、既存のバリアフリー設備の管理に関しても長寿命化を図りつつ、維持します。

上記に関して、大規模な改修や新設が必要な場合には、専門家の意見も集約した上で札幌市に提案・協議し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。

⑤ 同様事例のフィードバック

緑化協会及び岩本石庭、造園コンサルが管理運営する他公園やその他の類似施設での破損、修繕、事故等の情報を活用するほか、国、北海道、札幌市からの通知や、インターネ

ット上の情報、報道等による類似の施設や作業等での事故事例を収集し、全スタッフに周知するとともに、日々の点検・修繕計画にフィードバックさせます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 遊具

- a 日常点検：非積雪期間において、スタッフが毎日の巡視時に目視・触診点検を行い、異常箇所、故障等を発見します。
- b 月次点検：非積雪期間には、スタッフが月 1 回の目視・触診・打診・聴診等を行い、遊具の安全性を点検・検査します。
- c 定期点検：年 2 回（4 月、7 月）、専門技術者が目視・触診・打診・聴診等に加えて、メジャー・ノギス等の種々の計測器を用いて、施設の安全性が確保されているかどうかを点検・検査します。点検作業は、「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技師」と同等以上の知識を有する外部の専門委託業者が実施します。日常・月次点検とは異なる作業者が点検を実施することにより、点検作業の精度を高めます。
- d 遊具の設置・養生：積雪前の 11 月にブランコを撤去して施設内で保管し、安全管理を図ります。また、融雪後の 4 月に同遊具を設置します。設置の際は、併せて c の定期点検を実施します。



作 業 項 目	回 数	備 考
日常点検	1 回/日	目視・触診による点検
定期点検	2 回/年	4 月、7 月 専門技術者による点検
遊具の設置・養生	2 回/年	4 月、11 月 設置は定期点検に合わせて実施

② 水飲み台

- a 開閉作業：11 月に水飲み台の開鎖作業を行い、水抜き及び冬囲いにより凍結による破損を防ぎます。またちびっ子広場の水飲み台はそり滑り等による衝突事故に備え、スノーマットで覆い利用者の安全を確保します。4 月には配管の中の溜まり水を出しきり開放します。
- b 日常点検：開放期間中、毎日の巡回時に目視による点検を行います。

作 業 項 目	回 数	備 考
開閉作業	2 回/年	4 月、11 月 水抜き、冬囲い
日常点検	1 回/日	4 月～11 月 目視点検

③ ベンチ

- a 日常点検：非積雪期には、スタッフが毎日の巡視時に目視点検を行い、異常箇所、破損等を発見します。

- b 定期点検：本点検は年2回（4月、7月）、遊具と同様に、専門的な知識や経験を有する専門技術者により行います。

④ 四阿・展望デッキ

- a 定期点検：年2回の専門技術者による定期点検を行い、安全対策を図ります。
- b 雪下ろし：積雪期は雪の重みによる損壊を防ぐため、必要に応じて四阿屋根の雪おろしを行います。



作業項目	回数	備考
定期点検	2回/年	4月、7月 専門技術者による点検
雪下ろし	適宜	1月～3月 四阿屋根

⑤ 照明灯

定期点検：2月と8月の年2回、照明の点灯操作を行い、球切れの有無、安定器からの異音等の確認、灯柱・灯具の外観の目視点検を行い、結果を記録・保存します。

⑥ 噴水

- a 保守点検：噴水通水前の4月と、営業終了後の11月に専門業者に保守点検を委託して行い、点検、分解整備、消耗部品の交換等を行います。
- b 噴水巡視点検・清掃：現在、噴水の巡視点検を毎日行っており、ガラス等の危険物や犬が噴水に入る状況などの確認・排除に効果が上がっていることから、今後も噴水通水期間の5月から10月までの期間中毎日、日常点検を行います。また、ごみ拾い等の日常清掃を併せて実施します。
- c 定期清掃：通水期間中に定期的に清掃を行い、コケ等が繁茂しないようにします。



作業項目	回数	備考
噴水保守点検	2回/年	4月、11月
噴水巡視点検・清掃	1回/日	フィルター点検
塩素濃度測定	1～2回/日	夏期2回、その他1回、塩素補充
定期清掃	4回/年	水抜き、ごみ処理、ブラシ清掃

⑦ モニュメント、記念碑

公園内に設置されたモニュメント、記念碑は、日々の巡視時に目視点検を行い、軽微な汚れは巡視時に拭き取ります。ペイント等による落書きや破損等が発生した場合は、札幌市や警察に通報するとともに、専門業者に依頼して修繕及び復元を行います。

⑧ レストハウス

当公園の中央に位置し、多くの利用者が訪れるレストハウスは、4月下旬から11月初旬までの期間中毎日、10時から17時まで施設を開放して飲食物の販売や公園案内を行い、利用者へのサービスを行います。

レストハウスの管理運営業務については、平成27年度から福祉団体による管理運営を継続して行っています。次期指定管理期間も引き続き、福祉団体に委託することで、社会福祉の貢献につながると考えます。



- a 日常清掃：毎日10時の開放時間より前に、レストハウス委託業者が施設内を除塵、及び水拭き清掃、トイレ清掃を行います。また、開放時間中の新たな汚れには、早急に対応します。
- b 日常点検：日常清掃時に施設内とトイレの異常等の有無を確認します。
- c 定期清掃：期間中、定期清掃を行い、清潔で明るい環境を維持します。
- d 残留塩素測定：毎週1回水の濁りや色味を点検し、塩素濃度を測定・記録します。
- e その他の点検等：日常清掃では落としきれない汚れが発生したときには、随時清掃を行います。また、4月オープン前の受水槽清掃・水質検査、期間中に2回の消防設備点検、3回の自動ドア保守点検を、専門の業者に委託して行います。

作 業 項 目	回 数	備 考
施設の案内	189 回/年	公園・周辺施設の利用案内
日常清掃A	191 回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃B	191 回/年	食堂：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃C	191 回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃D	20 回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
日常点検	191 回/年	施設内・トイレ・外観
定期清掃A	2 回/年	玄関ホール：床表面洗淨
定期清掃B	2 回/年	食堂：床表面洗淨
定期清掃C	6 回/年	便所：床表面洗淨
窓ガラス拭き（足場不要）	1 回/年	低所
窓ガラス拭き（足場必要）	1 回/年	高所
残留塩素測定	29 回/年	塩素濃度・濁り・色味
受水槽清掃・水質検査	1 回/年	一般細菌群数等
消防用設備点検	2 回/年	火災感知器、誘導灯、消火器
自動ドア保守・点検	3 回/年	駆動装置の点検・整備
防護柵設置・撤去	2 回/年	レストハウス冬期閉鎖対応

⑨ 森の家

森の家の開館日について、特記仕様書では冬期の日数が少なくなっていますが、冬期の利用促進のため、年間を通じて開館曜日を固定し、毎週金～日曜日の3日間と祝日に開館します（年末年始を除く）。

森の家の休館日においても、対応できるスタッフががいる場合は可能な範囲で開館し、トイレの開放や受付・電話対応などを行い、公園利用者の利便性を高めます。また、開館時間について、特記仕様書では冬期は10～15時とありますが、通年で10～16時に開館します。（詳細はP.77）



開館前にはトイレと施設の清掃を行い、利用者が快適に利用できるように努めます。

- a 施設点検：施設開放日の日常点検として、施設清掃時に備品や水道施設、施設外にある物置、備品等に異常がないか点検を行います。
- b 定期清掃：日常清掃では落としきれない汚れが発生した場合や、季節の変わり目に市民協議会や公園ボランティアと協働で清掃します。

作 業 項 目	回 数	備 考
案内業務及び公園運営サポート	163 回/年	電話対応及び来客対応、市民団体等サポート
日常清掃E	21 回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃F	21 回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃G	21 回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
施設点検	適宜	外観、倉庫等
定期清掃	適宜	市民協議会等協働作業

⑩ 門扉

日常点検：委託業者による門扉開閉時には、本体、錠前、ヒンジ部分に異常がないか点検し、異常の報告を受けた場合には、早急に対処します。

⑪ サービスヤード

現在、管理事務所は森の家に設置しており、噴水広場近くの旧管理事務所を作業員の詰所や作業機械類の保管や点検・整備のために使用します。また第2駐車場に資材保管場所があり、冬囲い資材や産業廃棄物の一時保管場所として利用します。

- a 施設内は適宜、清掃および整理整頓を行います。
- b 作業前と作業後に機械類の清掃・メンテナンスを行います。
- c 使用中以外は施錠して利用者が不要に立ち入らないようにします。
- d カギは管理事務所で一元的に管理し、必要に応じて使用者に貸与します。

【基本的な考え】

① 美観維持と環境対策

清掃作業においては、季節・曜日・天候等の条件や、イベントの開催等により、ごみや落ち葉の発生量、汚れ度合いが大きく変動しますが、作業の体制・重点箇所・時間帯・回数等の年間清掃計画を立てた上で、回数や頻度の柔軟な変更により効率的かつ効果的に行い、清潔と美観の維持に努めます。

また、園地の清掃においては、草花・樹木を損傷させないように注意を払いながら、ごみ・落葉・枝・石を分別して拾い集め、建物・工作物周りを除草し、適正に処理します。

なお、雑草や落葉、枯枝は再資源化に努めるとともに、利用者にごみの持ち帰りへの協力を呼びかけ、環境負荷の低減に取り組みます。

② 市民との協働

清潔さと美観の維持は公園維持管理の基本的要素であり、この基本的要素を市民協議会、公園利用者や近隣住民、各種団体の協力を得て、維持していく方策を検討します。多くの方が公園の清潔・美観維持に関わることで、管理コストの削減だけではなく、公園に対する愛着心の醸成を図ることができると考えます。また、このような協働の雰囲気づくりが、後述する不法行為の抑制にもつながることを期待します。

③ 衛生・美観管理によるおもてなし

当公園は自然や展望を楽しめる公園として、札幌市民や観光客が多く訪れる場所となっています。多くの利用者を迎えるに当たり、公衆トイレを清潔に保つことで公園の印象を良くし、親しみをもって公園を利用していただけると考えます。日常清掃により清潔を保つほか、汚れた場合は早急に対応するなどの取組により、公衆トイレの印象を良くしていきます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内清掃

4月から11月までの毎日、ごみ拾い等の園内清掃を行います。また、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には巡視と清掃を強化し、利用者の快適性を確保します。さらに、落葉時期に合わせて3回、園路等の落葉清掃を行い、美化・安全管理に努めます。

作 業 項 目	回 数	備 考
日常清掃	238 回/年	ごみ拾い、掃き清掃
園内清掃B	1 回/年	春：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃
園内清掃C	3 回/年	秋：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃

② 公衆トイレ

- a 日常点検・清掃：トイレの点検・清掃は、現在、夏期には4箇所すべて毎日、冬期には開放する1箇所を週2回清掃することで、トイレの衛生管理・美化に努め、利用者が快適に利用できるよう配慮しています。清掃時にはトイレの破損・詰まり・水道設備を点検するなど、施設の維持管理も同時に行っています。今後も同様の管理を実施するほか、利用者の



集中する土日祝日やイベント開催時には、公衆トイレの巡視回数を増やして清掃頻度を高め、誰もが利用しやすい環境を保ちます。

- b 樹木の多い当公園では、落葉によってトイレの屋上ダクトが詰まり、雨水や雪解け水が溜まることで、雨漏りやひび割れなど、施設の老朽化を早めるおそれがあります。今後の管理では、施設の長寿命化を図るため、秋に屋上清掃を行い、屋根の劣化及び屋上ダクトの排水不良による破損を防止します。

作業項目	回数	備考
清掃	毎日（冬期は2回/週）	日常清掃
施設点検	毎日（冬期は2回/週）	便器・手洗い場・壁・照明・屋上
屋上清掃	10月～11月	屋上ダクトの落ち葉等除去

③ 集水桧・街渠桧・U型側溝

- a 集水桧・街渠桧清掃・U型側溝清掃泥上げ：桧及び側溝は、4月と11月の年2回の定期清掃を行うことで春先の融雪増水や大雨に備えており、今後も同様の管理を実施します。
- b 臨時点検・清掃：近年は札幌市内においても、ゲリラ豪雨等の異常気象が増加の傾向にあります。台風などの大雨や、河川の増水が予想される場合には、天気予報に注意し、早めに側溝や桧等を重点的に点検し、障害物の確認・除去を行うことで、近隣住宅地への冠水被害を未然に防ぎます。また、雨量が多い場合には巡視回数を増やし、溢水のおそれがある場合は早急に必要な対応をとります。

作業項目	回数	備考
集水桧・街渠桧清掃	2回/年	落ち葉、泥除去（4月、11月実施）
U型側溝清掃泥上げ	2回/年	落ち葉、泥除去（5月、11月実施）
臨時点検・清掃	適宜	落葉期、大雨・融雪・増水時等

【基本的な考え】

① ハザードマップ等の作成と周知・活用

当公園内の注意を要する箇所を示したハザードマップについて、公式ホームページや掲示により利用者に周知して、安全な利用を確保します。

また、園内に侵入するおそれのあるヒグマについては、注意喚起やクマ鈴の携帯などの対策を促す掲示物を園内各所に常設し、来園者への啓発に努めます。また日頃から札幌市による最新のクマ出没情報を共有する「くまメール」で情報収集に努めます。

園内で出没情報があった場合は速やかに全園を閉鎖し、札幌市による調査に協力します。

② 巡視時のコミュニケーション

当公園には、展望を楽しむため・藻岩山登山のため・森の中の園路を散策するためなど、様々な目的で来園するリピーターの市民のほか、初めて訪れる市民・観光客も多いと考えられます。巡視時には、公園利用者におもてなしの気持ちを込めて積極的に「声かけ」「あいさつ」を行い、コミュニケーションを取りながら、利用者が不便・不安を感じる箇所・状況の収集に努めます。利用者の視点に立った巡視により、公園・施設への不満・不安箇所を早期に把握し、迅速な是正・改善策を講じられるように努めます。

③ マルチワークによる効率化

毎日の巡視は、公園内のごみ拾いを兼ねるとともに、早急な措置や緊急事態に備えて簡易な修理工具や救急用品を携帯して行います。当コンソーシアムは巡視に限らず、業務の従事においては、複数の職務を同時に行う効率的な体制により、利用者へのサービス向上に努めます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内巡視

- a 公園の安全利用の確保や公園・施設の点検確認等を目的として、点検表に基づき原則 1 日 1 回行いますが、土日祝日やイベント開催時など、多くの利用者が見込まれる日は複数回実施します。
- b 施設・工作物の異常箇所等を発見した場合や、スズメバチが利用者に危害を加えるおそれがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。対応の困難な場所のスズメバチの巣など、安全を確保できない場合は、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止とし、専門委託業者により対処します。
- c 繁殖期のカラスが、営巣箇所によって人への攻撃性が高まるおそれがある場合は、迂回措置等により公園利用者とカラスの接近によるトラブルを防止します。また、看板設置等によりカラスの生態や、攻撃から身を守る方法等についての情報提供を行い、市民の理解を得ながら安全の確保に努めます。巣の撤去については、激しい威嚇があり、他の対応が取れない場合にのみ検討します。
- d 当公園には、隣接する藻岩山から様々な動物が移動してくるため、園内巡視時にはこれらの動物の侵入にも注意を払います。特にヒグマは注意深く情報を収集し、出

没又は痕跡発見時には札幌市の「旭山記念公園におけるヒグマ出没情報発生時の対応マニュアル」と、当コンソーシアムの対応マニュアルに則り、速やかに全園閉鎖等の対応を行い、その後の札幌市による調査に協力します。

指定管理期間において令和３年度に３回、それ以降令和６年度までの毎年、ヒグマの出没情報が寄せられましたが、迅速かつ適切に対応を行ってきました。

作 業 項 目	回 数	備 考
園内巡視・清掃	238 回/年	混雑時は複数回実施
ハチの巣駆除	適宜	
カラスの巣駆除	適宜	札幌市カラスマニュアルを遵守
ヒグマ対応	適宜	立ち入り禁止処置、園内放送等

② 駐車場管理

当公園の駐車場は、利用の多い時期等にはやや手狭な状況となります。満車になったときには、園内の車道、周辺の路上に駐車する車両が出ないように対応します。また、西警察署と情報共有し、盗難、車両事故などの抑止に努めます。

門扉の開閉時間と開放期間については公園出入口に掲示し、利用者に周知します。また、門扉開閉と駐車場警備については専門の業者に委託します。



第 1 駐車場

警備業法などの関係法令の遵守のほか、指定管理者が作成した警備計画に則り対応が可能な業者を選択します。

- a 年間を通して朝 5 時 50 分頃に、利用待ち車両の確認と案内を行い、6 時に門扉を開放し、併せて駐車場の点検を行います。
- b 年間を通して 21 時 30 分に 2 名以上の警備員により、拡声器等を用いて来園者に閉鎖案内・誘導を行い、22 時に門扉を閉鎖します。残置車両がある場合は、規定の対応を行います。
- c 天候等による駐車台数の変動も考慮し、混雑が予想される日には過不足のない体制で業務にあたり、公園利用者及び近隣住民に配慮した、管理を行います。
- d 利用者に不快感・威圧感を与えない、接遇マナーを理解し対応できる警備員を配置します。

③ 機械警備（森の家）

- a 管理事務所（森の家）にセンサーを設置し、休館日及び夜間の機械警備を行います。
- b センサーに侵入等の反応が確認された場合、直ちに警備委託業者が現場に急行し、現状確認、初期処置を講じた上で統括管理責任者等が連絡を受け、指示又は対応します。

④ 園内放送の有効活用

高低差のある当公園では、災害やヒグマ出没など利用者の安全に関わる事態が発生した際に、直接すべての利用者に声を掛けるのは困難であるため、園内放送を利用して情報提供します。また、迷子などが発生した際に呼びかけるなど、利用者が安心して公園を利用できるように、園内放送を有効に活用します。

冬期の管理

【基本的な考え】

施設の保全と安全・安心の確保

施設及び工作物等の冬期の管理にあたっては、利用者の安全確保、降雪・積雪による破損や、除雪作業時に工作物を破損させないように、積雪前に施設・工作物の撤去や養生を行うとともに、工作物等の位置や作業手順の確認を行います。

また、積雪による破損・劣化を防ぐため、養生作業を行い、施設・工作物の長寿命化を図ります。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 積雪期への備え

- a 積雪や除雪作業による公園施設の損傷のおそれや、雪に覆われた工作物の存在が確認しづらく安全管理上支障があると判断される箇所は、降雪前に工作物の撤去・スノーパールの設置をします。
- b 水飲み台の養生のほか、園内掲示板、句碑なども必要に応じて冬囲いを行います。現場での養生が困難な場合には撤去保管し、春に再設置を行います。
- c ちびっ子広場スロープ下の水飲み台、トイレ横掲示板等の指定された場所に、そり遊び等による衝突防止用のスノーマットを設置します。マットは毎月 2 回、破損程度や設置位置の確認を行い、異常があった場合は早急に処置を行います。

作 業 項 目	回 数	備 考
工作物移設、パールの設置・撤去	2回/年	4月, 11月
水飲み台の冬囲い	2回/年	4月, 11月 必要に応じて句碑等も実施
スノーマットの点検	12回/年	月2回実施
スノーマットの設置・撤去	2回/年	4月, 11月

② 除雪業務と動線確保・工作物保全

- a 除雪業務：10cm 以上の降雪があった場合に、22 時から翌朝 6 時までの駐車場閉鎖時間を中心に除雪を行います。日中に降雪があり、車両通行に支障が出るような場合は、適時除雪を行います。除雪エリアは特記仕様書に記載されている第 1 駐車場及び第 1 駐車場から森の家までの園路除雪とします。作業時には補助誘導員を配置し、歩行者や通行車両に十分注意して安全最優先で作業を行います。除雪した雪は通行の障害にならない場所に堆積します。除雪時には施設からの落水等、利

用者やスタッフに危険が及ぶおそれのある箇所を早期に発見し、融雪剤・砂の散布、氷割り、氷落とし等の対応を迅速に行います。

- b 施設の除雪：森の家の開館日には、周囲の除雪を行います。人道橋の除雪を行う際は監視員を配置し、来園者の安全を確保して作業します。
- c 緊急対応：暴風雪や大雪などの際には、天候や利用状況に合わせて迅速・適切に除雪を行い、駐車場や園路の導線を確保します。

作 業 項 目	回 数	備 考
駐車場除雪工（新雪）	15 回/年	10cm 以上の降雪
駐車場除雪工（路面整正）	9 回/年	路面不陸発生時
駐車場除雪工（拡幅）	4 回/年	駐車場縮小時
園路除雪工（新雪）	15 回/年	10cm 以上の降雪
園路除雪工（路面整正）	9 回/年	路面不陸発生時
園路除雪工（拡幅）	4 回/年	園路幅縮小時
緊急対応	2 回/年	大雪、暴風雪時
人道橋屋根除雪	2 回/年	人力除雪
雪下ろし	適宜	四阿、展望デッキ

③ スキー・スノーボード・その利用者への対応

当公園の傾斜地を活用して、スキー・スノーボード・そり滑りの利用者が多く訪れます。これらの利用に対応して、冬期間の園内巡視の頻度を増やし、無断で造られたジャンプ台の撤去や、危険な滑走への指導など、安全の確保に努めます。

3) 植物の育成管理

当公園の立地環境と植物の特性を十分考慮した年間作業計画を作成し、樹木・草花・芝生等を常に良好で健全な状態に育成管理します。また、管理作業の実施に当たっては、利用者の利用と安全の確保に配慮しつつ適切な時期や方法を選び、管理経費の節減を念頭に置いて取り組みます。

【植物育成管理の基本的な考え】

樹木や芝生の健全な育成を図り、訪れた人々にやすらぎと安心をもたらし、景観と緑の拠点として定着させるために、次の 3 つをキーワードにして維持管理業務を計画・実施します。

① みどりと街の景観

当公園は都心を一望できる丘陵地につくられた公園です。展望台から見下ろす、公園内に植えられた緑の樹木と、芝生の向こうに見える 200 万都市札幌の展望を、公園を訪れるすべての方に楽しんでいただきます。緑あふれる札幌の象徴として感じていただけるよう、心地よい緑陰形成に重点を置いた植物管理を行います。



- a 樹木の健全な樹形の形成
- b 周辺の自然植生を壊さない植栽管理
- c エゾヤマザクラの適正な管理
- d 自然林の適切な管理

② 四季のいろどりと保全

藻岩山の山麓に位置する当公園には、春のエゾヤマザクラやイタヤカエデの花に始まり、秋の紅葉で山が染まる時期まで、季節毎の彩りがあります。また、園路沿いの林床にも様々な山野草が見られます。



これら四季を彩る公園内と周辺の植物を適切に管理・保全することはもとより、近年は公園等への外来植物の侵入が多く見られることから、公園内の植生を日常的に観察し、外来植物の侵入・拡大の防止に努めます。

- a オオハンゴンソウ、ニセアカシア等の外来生物の侵入確認と駆除
- b 作業時に山野草の保護を徹底

③ つなぐみどり

当公園は札幌市旭山都市環境林と隣接し、さらに天然記念物に指定されている藻岩原始林が広がり、そこに生息する野鳥や昆虫、動物など、様々な生物が公園を訪れます。これらの生物を公園で観察できるよう、自然と公園をつなぐみどりの生態系の保全に努めます。



- a 野鳥や動物が好む実を付ける木（給餌木）や貴重な昆虫の食草の保全及び育種
- b 公園を訪れる生物のモニタリング
- c 生物の生息に適した環境づくり

芝生の管理

当公園の芝生は、訪れる人に安らぎと美しい景観を提供するために欠かすことのできないものであり、良好な芝生の維持管理に努めます。

草刈作業時は、作業予定エリア入口には作業を行うことを伝えるセーフティコーン等を置いて注意を促すなど、来園者の安全確保に努めます。

広い場所は自走モアで、狭い場所は刈払機を使うなど、状況に応じた機械を使用して効率的な作業を行います。また、特記仕様書には草刈の回数が示されていますが、芝の生育状況を観察し、適時状況に応じて刈り込み回数を増やし、適切な草丈を維持します。

芝生の主な管理作業は次のとおりです。

草刈 D	回数	7、8月：2回
	主要機械	刈払機
	その他	急斜面、刈草処理
草刈 E	回数	6、7、8月：3回
	主要機械	ハンドガイド式ロータリーモア
	その他	刈草処理
草刈 D	回数	6月：1回
	主要機械	刈払機
	その他	目立たない法部分、刈草処理
芝生灌水	回数	7月：適宜
芝生施肥	回数	4月：1回



花壇の管理

第1駐車場の花壇には、春はチューリップ等の季節感あふれる春咲球根植物を、夏は開花期の長い一年草を中心に植栽し、公園を訪れる人をお迎えします。

花壇は植物の良好な生育と開花のために、花から摘みや除草などを適切に行います。

花壇管理の内容は次のとおりです。



施肥	5月：1回	マグアンプK又は同等品
除草	6～9月：3回	ねじり鎌
一年草植え込み	6月：570株程度	ペチュニア、マリーゴールド等
球根植え込み	10～11月：200球程度	チューリップ
球根抜き取り	6月：適時	チューリップ

当公園は、公園造成以前から生育している樹木で占められる自然林と、公園造成に伴って植栽された植栽林に大きく分けられます。

【自然林】

当公園の周囲には、藻岩原始林につながる札幌市旭山都市環境林が広がっており、ミズナラやイタヤカエデ、オニグルミ、シナノキ、ハリギリなどが多く見られます。この自然林へ続く当公園の外縁部分も同様の植生となっていることから、自然林と位置づけて管理します。



- a 園路周辺の安全：日常の巡視時に園路や施設周辺の高木を確認し、危険な枯れ枝や、立ち枯れの樹木がないか調べ、災害等が予想される際には、要因となっている対象物を取り除き、安全を確保します。
- b 危険生物からの安全：7月から9月にかけては、園内巡視時にスズメバチ等の危険生物のチェックを行い、散策路等で巣などを発見したときは早急に撤去を行い、安全を確保します。撤去後は戻りバチの活動にも注意し、経過を観察します。
- c 自然林内の安全：園路や散策路周辺にある大径木や高木による倒木や落ち枝が発生した場合は迅速に処理して安全を確保し、周囲に危険が及ぶおそれのある場合は、札幌市と協議して対応します。来園者に危険の及ばない林内での枯れ木や枯れ枝は処理をせず、自然の摂理に任せます。
- d ニセアカシア侵入の抑制：園内で広く見られるニセアカシア（ハリエンジュ）は、在来植生に悪影響を与えることから要注意外来生物に指定されており、当公園において稚樹の駆除など拡大防止に努め、大径木の伐採は札幌市と協議して進めます。

【植栽林】

植栽林は、展望デッキからレストハウスに続く公園の中心部に多く見られ、高木ではサクラ類、ヤマモミジ、シナノキ、ドイツトウヒやアカエゾマツ等が、低木ではツツジ類が見られます。

森の家周辺にはポートランドの森やミュンヘンの森等の記念林があり、それぞれに特徴のある樹木が植栽されています。これらの樹林は、樹間密度管理や枯れ枝・枯れ木の処理を行います。

学びの森などの植栽林は、全体に枝や樹間が混み合って過密な状況が見られるため、間伐や適切な剪定などにより、記念樹林全体としての健全な育成を目指した管理を行います。また、樹名板を充実させ、学びの森の植栽図を貼り出す等、樹木の学習機能を強化します。

植栽林管理の内容は次のとおりです。

樹木剪定	5月～11月
伐採	11月
伐根	11月
支柱補修	4月、11月
支柱撤去	4月、11月
風倒木・枯損木処理	適宜

【サクラ】

当公園はサクラの名所としても知られており、園内の随所でエゾヤマザクラやヤエザクラが見られ、春には花見を目的に多くの市民が訪れます。



剪定、枯損枝・木の処理、被圧する周囲の雑木の処理を適宜行うほか、腐朽やこぶ病などの病気に感染した枝の剪定や、回復が見込めず、ほかのサクラに病気が感染するおそれのある個体については、市民に周知した上での伐採を行うとともに、新たな苗木を補植することで更新を検討します。

また、剪定後の切り口には殺菌剤や癒合剤を塗布し、コブ病等により患した枝は感染予防のため焼却処分します。

サクラを対象とした主な管理作業は次のとおりです。

樹木剪定	1月～3月 切り口にトップジンMペースト又は同等品を塗布
伐採	11月 適宜
伐根	11月 適宜
支柱設置・撤去	4月、11月 適宜
補植	5月 適宜 エゾヤマザクラ、ヤエザクラの苗木

【低木類】

駐車場や噴水、展望広場の周辺、ピクニック広場など、展望や見通しが必要な場所にはツツジなどの低木類が植栽され、芝生や階段だけの平面的な景観にアクセントを与えています。



これら低木については、展望を楽しむ方の邪魔にならないよう、刈り込みや枝透かし等の剪定を行い、積雪に備えての冬囲いを行い管理します。

低木類の主な管理作業は次のとおりです。

刈り込み等	花後	7月	枝透かし、樹高調整
	剪定	適時	折れ枝、枯れ枝
除草	6月～9月：3回		根元、植栽帯
冬囲い	11月	荒縄による枝絞り、樹形により晒竹・根曲竹による補強	
	4月中旬		

旭山記念公園 年間維持管理計画表

(管理内容末尾のアルファベットは維持管理基準表による区分)

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				備 考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
基本管理	巡視・清掃	1 式	238回	通年																経施設設備修繕含、冬期間週1回	
	園内清掃B	67,000 m ²	1回	4月～5月																春1回目、拾い・掃き	
	園内清掃C	201,000 m ²	3回	10月、11月																秋の落葉：拾い・掃き	
	集水樹・U型側溝清掃時点検・清掃	1 式	適宜	通年																大雨、台風時	
	集水樹・街路樹清掃(人力)	2 箇所	2回	4月、11月																有蓋25cm以上	
芝生管理	U型側溝清掃泥上げ	671 m	2回	5月、11月																	
	草刈D	15,200 m ²	2回	7月、8月																刈払機95%：手刈5%：急斜面：全片付け	
	草刈E	84,800 m ²	3回	6月、7月、8月																モア95%：手刈5%：全片付け	
	草刈D	150 m ²	1回	6月																目立たない法部分、刈払機95%：手刈5%：急斜面：全片付け	
	生垣刈込B	140 m	1回	7月																60≦h<120cm：片付け含む	
植栽管理	奇樹刈込A	978 m ²	1回	7月																H<120cm：片付け含む	
	公園樹木剪定E	50 本	適宜	5月～11月																120<C≦150：人力：片付け含む	
	伐採C	50 本	適宜	11月																30≦C<40	
	伐根B	50 本	適宜	11月																30≦C<60	
	除草A	600 m ²	3回	6月～9月																手作業：まばら	
	灌水	3000 L	適宜	7月																1800L線車、芝生11,400m ² の主な場所	
	オンコ刈込み	8 株	1回	8月																	
	花壇花植え	570 株	1回	6月																	
	球根植え	200 球	1回	10月～11月																チューリップ	
	施肥(花壇)	23 m ²	1回	5月																花壇：マグアンプK同等品：100g/m ²	
遊具等施設管理	芝生施肥	11,400 m ²	1回	4月																	
	支柱結束	63 組	適宜	4月、11月																	
	支柱撤去	12 組	適宜	4月、11月																	
	客土敷き均し	4 m ²	適宜	11月																花壇や園内芝生地などの補充	
	冬囲いB設置・撤去	266 組	2回	4月、11月																低木：根曲竹：H1.2/W0.8程度	
	冬囲いE設置・撤去	389 組	2回	4月、11月																低木：縄2回巻：H0.9/W0.5程度	
	冬囲いF設置・撤去	408 組	2回	4月、11月																低木：縄3回巻：H1.2/W0.8程度	
	日常点検	1 式	193回	4月下～11月上																ベンチ含む	
	定期点検	1 式	2回	4月、7月																専門業者点検、ベンチ、四阿を含む。注油、修繕、塗装	
	水飲み台冬囲い(開閉作業)	3 基	2回	4月、11月																開栓・閉栓	
噴水管理	水飲み台日常点検	3 基	193回	4月下～11月上																目視	
	遊具冬囲い設置・撤去	2 基	2回	4月、11月																	
	噴水巡視点検・塩素濃度測定	1 式	190回	4月下～11月																フィルター点検	
	噴水保守点検	2 回	2回	4月、11月																	
	噴水清掃	4 回	4回	4月下～11月																	
レストハウス管理	日常点検	1 式	193回	4月下～11月上																施設内・トイレ・外観	
	日常清掃A	49.15 m ²	193回	4月下～11月上																玄関ホール、ポーチ・前室1・前室2、床・床以外、巡回1回/日	
	日常清掃B	69.61 m ²	193回	4月下～11月上																食堂、休憩室、厨房、床、床以外	
	日常清掃C	37.34 m ²	193回	4月下～11月上																便所、トイレ、授乳室、床、床以外、巡回1回/日	
	日常清掃D	41.59 m ²	20回	4月下～11月上																事務室・階段室、管理スペース、収納庫、展示物収納庫、床・床以外	

(2) 仕様書等との差異

(1)で提案された維持管理業務計画について、札幌市が示す維持管理業務特記仕様書及び維持管理基準表と比較して、内容及び数量等に差異があれば、示してください。

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理業務特記仕様書との差異

① 森の家の開放日と時間

12月から3月までの森の家の開館日は土日祝のみとなっていますが、冬期の利用促進のため、4月から11月と同じく、平日（金曜日）も開館します。

また、1年を通じて10～16時を開館時間とします。

管理内容	特記仕様書	当コンソーシアム管理計画
森の家 (案内業務) 開放期間	4月から11月まで (土日祝及び平日1日、103日間) 12月から3月まで (土日祝、45日間) 年間計148日間	通年 (金土日祝開放、年末年始を除く) 年間計163日間
開放時間	12月から3月まで 10:00～15:00	通年 10:00～16:00

2) 維持管理基準表との内容・数量の差異

当コンソーシアムの管理運営経験を生かし、安全で快適な環境を提供できるよう管理基準の変更を提案します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

① 水飲み台の管理

水飲み台の点検等の記載はありませんが、安心して利用できるように毎日目視点検し、必要に応じて蛇口等の清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当コンソーシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日

② ベンチの管理

ベンチ管理の記載はありませんが、スタッフが巡視時に目視点検する日常点検を実施し、遊具点検に併せて、年2回の有資格者による定期点検を行い、安全対策を図ります。

管理内容	維持管理基準表	当コンソーシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日
定期点検	記載なし	2回/年

③ 四阿・展望デッキの管理

四阿・展望デッキは平成21年のリフレッシュ工事完了から15年以上が経過し、今後、支柱や床板などの老朽化が懸念されるため、遊具施設・ベンチ施設と同じく年2回（4月、7月）、専門的知識と経験を有する技術者が定期点検を行うことで安全管理に努めます。

また、積雪期は雪の重みによる四阿の損壊を防ぐため、必要に応じて屋根の雪おろしを行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年
雪おろし	記載なし	適宜

④ 公衆トイレの管理

公衆トイレの点検・清掃回数は適時となっていますが、利用者が衛生的に利用できるようにグリーンシーズンは毎日行うほか、汚れの度合いに応じて追加の清掃を行います。また、冬期は週2回行います。

また、公衆トイレの屋上は、秋期に点検・清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
清 掃	適時	夏期：毎日、冬期：週2回
屋上清掃	記載なし	屋上ダクトの落ち葉等除去（10月～11月）

⑤ 集水桝・街渠・U型側溝の管理

集水桝・街渠・U型側溝の清掃や泥上げは春期と秋期の2回行います。

また、大雨時や融雪期など、近隣住宅地が冠水するおそれのある時には臨時点検・清掃を適宜行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
集水桝・街渠桝清掃	1回/年	2回/年
U型側溝清掃泥上げ	1回/年	2回/年
臨時点検・清掃	記載なし	適宜

⑥ 照明灯の管理

照明灯は球切れ、グローブの破損、支柱の外観を確認する定期点検を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
定期点検	記載なし	6回/年

⑦ 噴水の管理

噴水巡視点検は年18回となっていますが、運転期間中は毎日実施し、割れたガラスや犬の糞等の確認、フィルターの確認をすることで美観・衛生を保ち、事故を未然に防ぎます。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
噴水巡視点検	18回/年	180回/年

⑧ 森の家管理

森の家管理について、休館日及び夜間に機械警備を行い、不法侵入やいたずら等の犯罪を抑制します。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
機械警備	記載なし	通年

⑨ 巡視・清掃

公園内の巡視は、4月下旬から11月上旬は毎日実施するほか、冬期間にも週1回実施します。

管理内容	維持管理基準表		当ツツシム管理計画	
	年回数	実施月	年回数	実施月
巡視・清掃	214日/年	4月下旬～11月上旬	238回/年	通年

(3) 防災業務計画

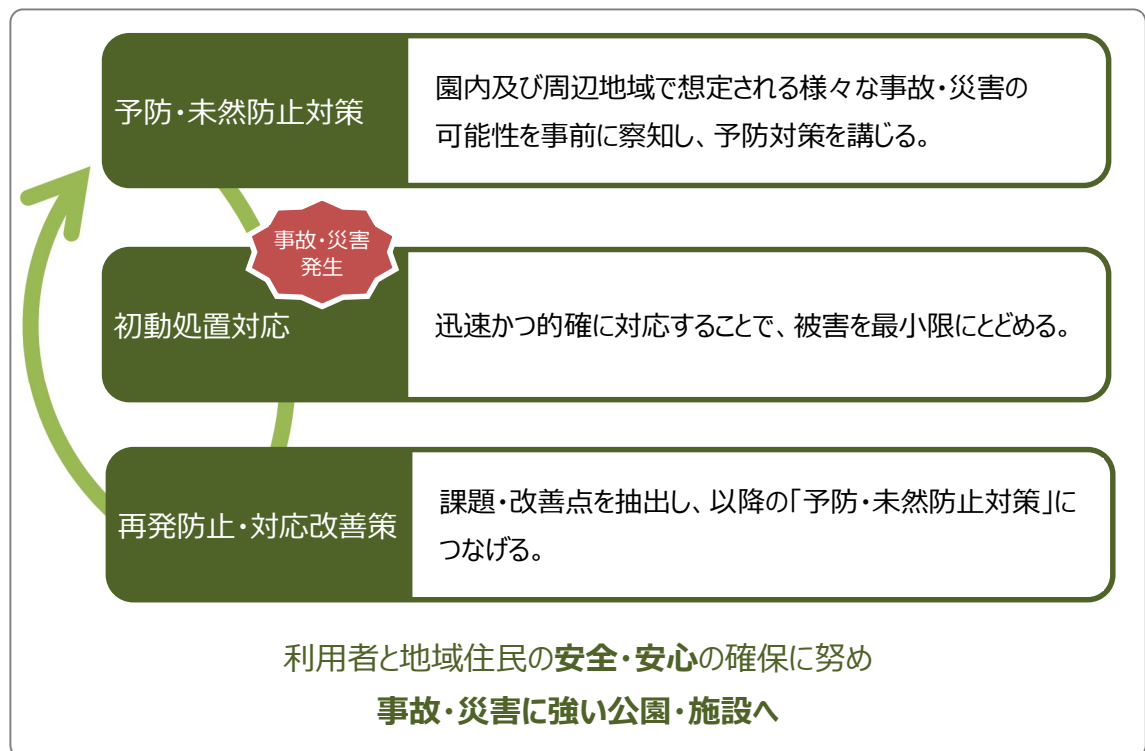
防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的に示してください。

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当コンソーシアムでは、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



当公園は災害発生時の広域避難場所、及び指定緊急避難場所(大規模な火事)に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

災害・事故発生の際の緊急時連絡系統は、「災害時対応フロー」に沿って行動し、「緊急時連絡網」にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日（休館日）にも迅速に参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、マネージャーが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。

旭山記念公園 自衛消防隊の編成と役割分担

指揮 / 自衛消防隊長

マネージャー

- ・関係機関との連絡調整
- ・現場総指揮 等

指揮 / 自衛消防副隊長

サブマネージャー

- ・指揮本部設置
- ・隊長補佐 等

作業の指揮、役割分担

通報・連絡

非常放送

- ・隊長指示により館内放送
- ・避難案内
- ・被害情報提供

※パニック防止に努める

連絡通報

- ・消防(119番)警察(110番)への通報と確認
- ・消防・警察到着後の情報提供

関係先への連絡

現場対応

消火

- ・消火器等による初期消火
- ・延焼の防止

利用者誘導

- ・＜火災発生時＞
- ・避難経路図に従い利用者の避難誘導
- ※指示は大声かつ簡潔にしパニックを防止

＜災害発生時＞

- ・避難所へ誘導案内
- ※避難漏れのないよう死角等の確認

救護

- ・負傷者の応急救護
- ・救急隊との連絡調整
- ・負傷者の搬送

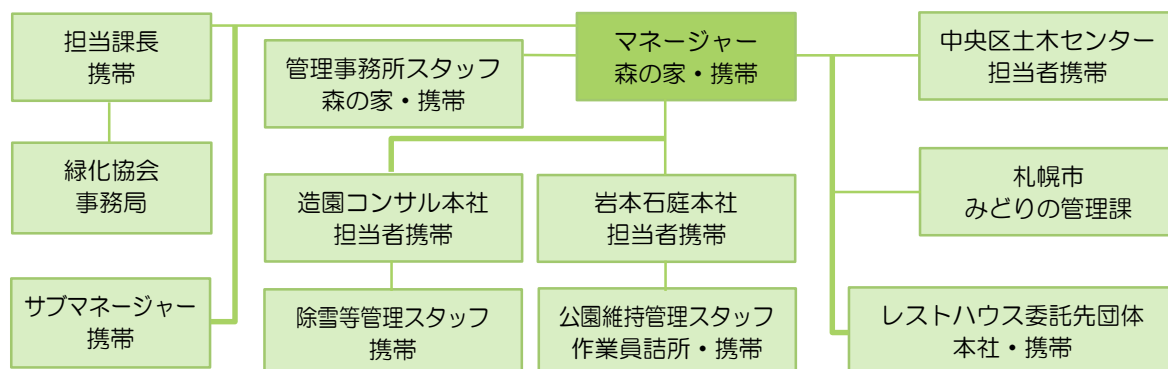
技術

- ・電気機器など各施設の安全措置
- ・緊急車両の動線確保
- ・その他復旧作業

中央消防署 215-2120
西警察署 666-0110
水道局電話受付センター 211-7770
電力供給業者
電気保安業者
ガス会社

中央区土木センター 614-5800
札幌市コールセンター 222-4894
機械警備委託業者
駐車場・門扉委託業者
倒木処理業者
給水等設備業者

旭山記念公園 緊急時連絡網



2) 防災訓練計画の予定

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションできるよう、「緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えます。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3 年ごとに普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年 1 回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に関する取組は、マネージャーの指揮のもと、森の家スタッフ、維持管理作業スタッフのほか、委託先のレストハウススタッフを含めた常駐スタッフ全員が効率よく連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるミーティングなどにおいて、随時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、周辺登山道や散策路等の利用者の転倒・転落、駐車場内での事故、園内での犯罪行為、火災発生による火傷等、地震災害による転倒・転落、枝等の落下物による被災、ヒグマなどの危険生物による被害のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 予防・事故に関する情報を国や北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等から収集し、当公園で発生が予想される場合に予防方法を公式ホームページ、園内掲示板に掲示し、事故の予防・未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほかレストハウス、森の家、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、緑化協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。
- e 大規模な自然災害等が予想される場合には、利用者の安全確保を最優先して、開館時間の変更や臨時休館について札幌市と協議・検討します。
- f 夏期の熱中症予防対策として、環境省の熱中症予防情報の配信等により暑さ指数

(WBGT 値)や熱中症警戒アラートを確認し、危険が予想される日には来館者やスタッフに注意喚起します。また、夏期に野外で実施する実習等（主催及び依頼を受けて実施するもの）において、熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会作成）で「運動は原則中止」とされている WBGT 値 31 以上の予測が札幌で発表された場合には、参加者・スタッフの安全に配慮して原則中止又は延期とします。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、レストハウス、森の家などの建物や噴水施設、遊具広場等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、公園及び施設の状況把握に努め、巡視時に危険箇所の発見に努めます。
- d 公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し、対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、緑化協会他公園スタッフ及び岩本石庭、造園コンサル本社スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」（P24）の内容をスタッフに周知・共有します。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED をレストハウスに配置（冬期は森の家に移動）するとともに、森の家、レストハウスに消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。
防災かまど、ラジオ、LED 懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等
- c 現在設置している災害時支援型自動販売機の継続を、飲料メーカー・ベンダーに働きかけます。

初動処置・対応

① 救護・処置

- a 負傷者・病人が発生した場合には、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。

- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を緑化協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と緑化協会及び岩本石庭、造園コンサル本社への応援要請を迅速に行います。
- c 感染症の流行、又は流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防対策として、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。
- d 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者へ警報発令の情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 事前の察知が可能な台風接近時においては、インターネット等で最新の情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。
- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の出没情報があった場合は、札幌市と連絡を密にし、岩本石庭、造園コンサル本社に支援要請を行い、公園の閉鎖・公園利用者の避難誘導を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置のほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

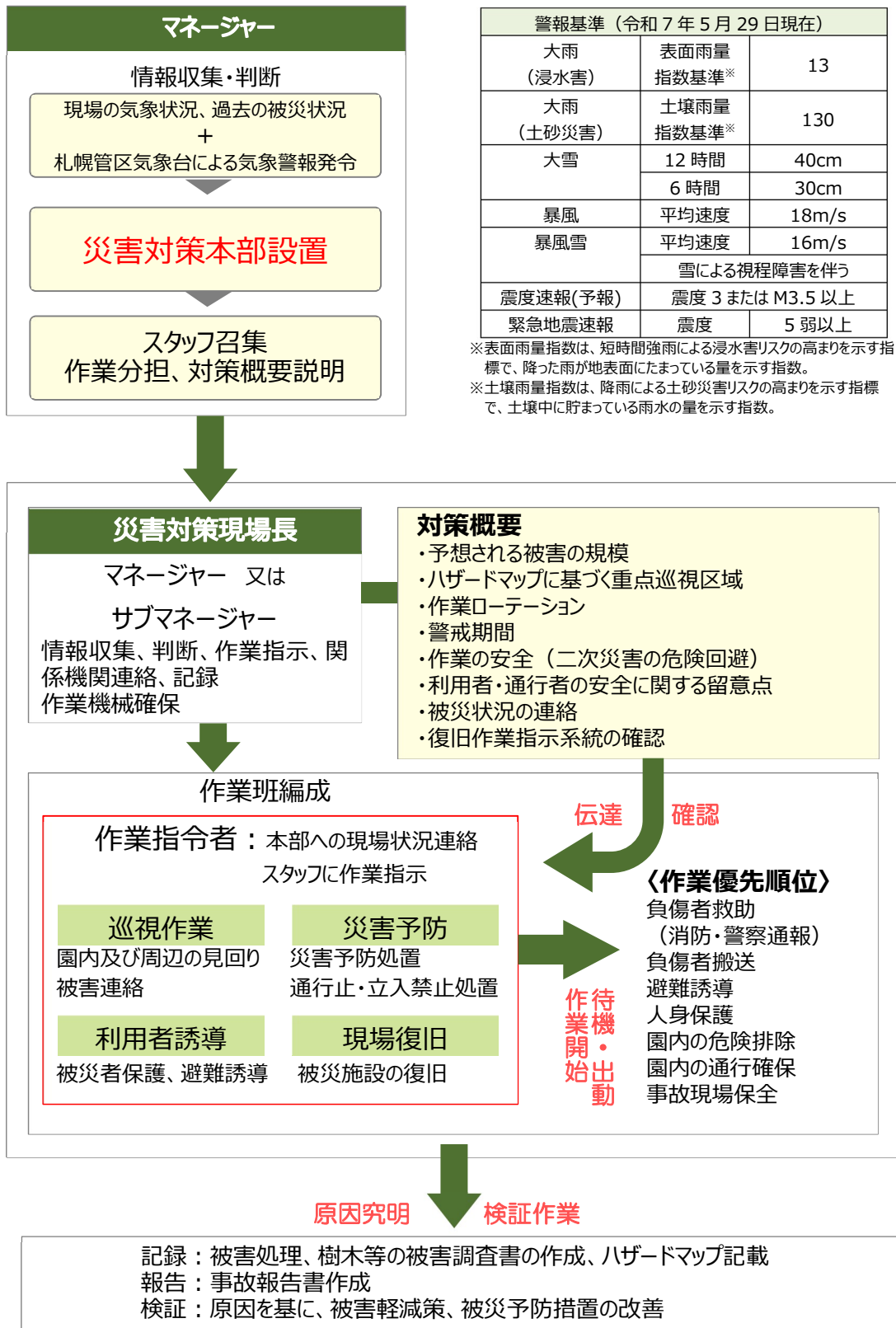
④ 被害拡大・二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ確実、誠実に対応します。

災害時対応フロー



① 原因究明・検証

- a 事故発生後には、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 緑化協会の「事故・苦情等共有システム」によって即時に緑化協会事務局と情報共有し、札幌市にもシステムで出力した「事故報告書」により迅速に被災状況を報告します。
- c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、緑化協会で情報共有と処置・結果の検証に使用している「事故報告書」を当公園でも使用し、公園の全スタッフのほか、緑化協会事務局及び岩本石庭、造園コンサル本社へ情報を通知し、共有します。他の管理公園・施設等での同様事故発生の抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めます。

事故報告書 No.												
発生日時		☐ 午前 ☐ 午後										
発生場所		施設名										
被災者	区分	☒ 市民 ☐ 職員 ☐ その他										
	住所	☒ 札幌市 ☐ その他										
氏名		年齢		保護者氏名								
被害/けがの状況		電話										
通院 病院名		電話										
入院 薬局名												
事故発生状況												
第1対応者		最終対応者										
保険適用		☐ あり ☒ なし										
物損	☐ あり ☒ なし											
	☐ 公園備品 ☐ 財団備品 ☐ 利用者所有物 ☐ リース物件 ☐ 設置者備品 ☐ その他											
損害物品名												
被害損害額		千円	保険	☐ あり ☒ なし	公園済み	☒ 未済	☐ 不属					
札幌市への第一報告		☒ 未	☐ 済	正規報告書	☒ 不要	☐ 要						
対応・処置経過												
反省点												
今後の対策/結果												
報告年月日		報告者										

緑化協会で用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などをデータベース化し履歴を整え、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備点検の実施

レストハウスや森の家など、園内施設に設置されている消火器、火災報知器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

仕様書に示す各事業（取組）の基本的な実施方針、業務の実施手法の概要を示してください。特に、実施手法に関しては目標を実現するための工夫などを積極的にアピールしてください。

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

当公園は、市内を一望できる眺めの良さが大きな魅力のひとつであり、ユニバーサルデザインの園路により、誰もがその眺望を楽しむことができます。また、藻岩山登山道や札幌市旭山都市環境林にも隣接しており、市街地からほど近いにも関わらず、クマゲラやシマエナガなどの野鳥が訪れる豊かな森が広がっています。自然観察はもちろんのこと、市民による森づくりや環境教育の場、子どもの遊び場としても活用されており、当コンソーシアムは、森の家を拠点として、これらの利用促進に取り組んできました。

都市公園の利用促進のためには、「新たな公園利用者の誘致」と「利用頻度の向上」が必要と考えます。また、「滞在時間の延長（居心地の良さ）」も公園の利用度合いを高めることから、利用促進の一環と考えられます。当コンソーシアムではこれまで、これらの実現のために、「広報」「展示」「市民協働・地域との連携」「イベントの開催」の4つの利用促進方を次のように位置づけて取組を進めてきました。今後もこの取組を発展・推進させていきます。

2) 具体的な取組の実施計画

広報

① ホームページ運営 ～旭山記念公園公式ホームページ

指定管理業務の開始に合わせて開設した当公園の公式ホームページでは、公園の基本情報のほか、利用を促すタイムリーな情報の提供に努めてきました。その結果、令和6年度は49万件を越すアクセスがあり、現指定管理期間初年度の令和3年度実績から約86%増加しており、当公園の情報を得る手段として広く活用されています。

今後も、野鳥や山野草等のタイムリーな情報提供に努め、藻岩原始林に隣接した当公園の魅力をPRします。また、森の家を拠点として展開される様々なイベントの告知や報告のほか、市民団体や公園ボランティアの活動報告など、当公園の魅力や利活用の状況を発信して、利用促進に努めます。

また、札幌市の「広報に関する色のガイドライン」および指定管理者が定める「ウェブアクセシビリティの方針」に則り、色覚の違いに関わらず誰にでも見やすい配色と、文字と背景のコントラストを意識したデザインをするとともに、画像に代替テキストの記載や、機種依存文字や半角カナを使わないなど、音声読み上げソフトを使用する方に配慮した表記を行います。



公園ボランティア活動報告

② 各種媒体への情報発信

札幌市内のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等にプレスリリースを継続的に積極的に発信したことで、各種メディアや、ドラマ、CM、プロモーションビデオのロケーション場所としての活用が増加しており、今後もプレスリリース等による積極的なアプローチと丁寧な取材対応を行うことで、多くのメディアに取り上げられるように努めます。



北海道じゃらん掲載（GWのお花見特集）

③ 印刷物の活用

当公園の季節の見どころやイベント情報、自然情報、レストハウス売店情報を、美しい写真と共に、専門的なコラムなどでまとめた広報紙「アカゲラ通信」を緑化協会スタッフが作成して発行しています。利用者の再訪につながるよう、ニーズに合ったきめ細かい情報を掲載し、バックナンバーを含めて公式ホームページに掲載することで、四季を通じた自然情報が確認できるようにしており、今後も発行を継続します。



アカゲラ通信

また、月 2〜3 回程度、タイムリーな花・野鳥・昆虫情報をまとめた「旭山自然観察帳」を掲示・配布するほか、当公園における珍しい生き物や事象などをピックアップした情報（アオヤンマ、保護フクロウなど）を掲示するなど、ニーズに沿った情報をこまめに発信します。

展示

① レストハウスにおける展示

レストハウスは、公園利用者が最も多く訪れる施設のひとつであり、初めて当公園を訪れた方が、最初に情報を入手する場所です。現在、レストハウス壁面には、タイムリーな花・野鳥などの自然情報や大型の園内図などを貼り出しているほか、当公園で撮影した野鳥や動物全般をテーマにした写真を一般に公募し展示する「旭山記念公園フォトコンテスト」を、レストハウス運営を委託する障がい者支援団体と協働で開催することで、利用者の満足度向上及び PR に努めます。写真展を定期的で開催することで、利用者の満足度向上及び PR に努めます。



フォトコンテストのパネル展示（審査）

② 森の家における展示

森の家は市民活動の拠点であるとともに、公園を訪れる人々の交流の場・自然情報の発信の場でもあります。森の家の機能を高めるために、新鮮な情報への更新や、市民協働事業の紹介、イベント参加案内の掲示などを行い、質の高い情報提供に努めます。

・リアルタイムな自然情報の発信

藻岩山への登山のスタートや自然観察の前に森の家に立ち寄ることで、歩く楽しみが増えるように、その時期に見られる野鳥や草花の情報を写真と共に展示します。また園内各所に特徴ある独自の名称を付し、野鳥出没や植物開花の場所をより正確に伝え、自然散策のニーズに応えるように努めます。



各所名称マップ（一部拡大）

・市民協議会の紹介展示

市民協議会の構成団体である「旭山森と人の会」「旭山公園キッズ」「札幌太陽中央子ども劇場」「札幌まるやま自然学校」「旭山自然調査隊」は、森の家を拠点として様々な活動を展開しています。利用者に活動を知っていただくために、これらの団体の紹介や活動報告を展示します。



子ども劇場の活動紹介

・野鳥や生きものに関する図書の充実

最新の生きもの図鑑、人気の野鳥の写真集、子ども向けの観察ガイドなど、図書コーナーの蔵書を充実させることで、利用者が森の家へ立ち寄る機会を増やします。



③ 薪ストーブの活用と薪割り体験

館内に設置された薪ストーブの燃料には、園内の伐採木を活用し、環境への負荷を軽減します。またイベントで薪割り体験を実施し、自然エネルギーへの関心を高めます。



市民協働・地域との連携

① 市民参加の公園運営

・市民協議会との連携

当公園では、市民参加による再整備を行った経緯から、森の家の管理を担う市民協議会が設立され、構成団体と公園の利活用を考えながら、様々な活動に取り組んできました。このことは、札幌市においても先駆的な事例であり、市民の主体的な関わりによる公園運営は、当公園の特色となっています。平成25年度からは当コンソーシアムと市民協議会が連携して、イベント・植生管理・森の家の展示等を実施してきました。今後も持続的な活動ができるようにサポートし、様々な面で連携します。

・共催（協力）イベントの実施

市民協議会が従来から実施している「旭山森のフェスティバル」、「旭山冬のフェスティバル」については、今後も連携しながら継続して実施します。当公園をフィールドとする団体同士の交流の場として、また市民が森に親しむ場として、多くの人に楽しんでいただけるように努めます。



旭山森のフェスティバル

・公園の維持管理

現在の指定管理期間において、薪ストーブに利用するための薪割りや、芝地や園路に侵入するつる性植物のクズの処理など、公園利用者をおもてなしするための活動を市民協議会と協働で実施しています。この活動は市民協議会が当公園への愛着を深める活動であるとともに、公園利用者が快適に公園を利用していただけるような活動にもつながっています。したがって、今後も継続して活動を支援するとともに、公園維持管理の取組を協働で推進します。

・市民協議会の活動促進

市民協議会は、長年当公園で様々な活動をしています。近年は会員数が減少し、活発な活動が次第に困難となりつつあります。このことから、当公園における市民協働の活性化の一環として、当コンソーシアムが受付窓口となって、人員の募集や活動のPR、リーフレットの販売に協力するなど、市民協議会をサポートします。



リーフレット

・市民協議会総会への参加

市民協議会では、様々なイベント活動や利用促進の取組など、各構成団体で意見を申し合う総会を年に1回実施しています。当コンソーシアムも総会に参加し、市民協議会との連絡体制を密接にすることで、活動における問題点や新たな取組についてのバックアップ体制を整えます。

・「蝶が舞う森作り」の推進

当コンソーシアムでは市民協議会の構成団体である「旭山自然調査隊」の主催事業「森のたんけん隊」を開催しており、蝶の回廊作り、巨木の谷での里山づくりといった活動を行い、外来生物であるニセアカシアの駆除や、蝶が好む樹木の育苗といった環境づくりを進めています。今後も連携して環境教育プログラムを実施することで、当公園の魅力向上に努めます。



巨木の谷

② 近隣教育機関との連携

当公園では平成29年から近隣の緑丘小学校と連携し、4年生の総合学習授業「旭山ウォーカー」の実施に協力しています。今後も近隣小中学校の総合学習や職業体験を積極的に受け入れ、利用促進を図ります。



イベントの開催

[市民協議会及び構成団体との共催事業]

① 旭山森のフェスティバル（秋に開催）

平成16年度から、市民協議会が中心となり実施している「旭山森のフェスティバル」を協働で開催します。バーニングペンを使ったクラフト体験、樹木観察会、薪割り体験等、森や緑に親しむ様々な企画を実施します。



② 旭山冬のフェスティバル（冬に開催）

市民協議会が毎年実施している「旭山冬のフェスティバル」を協働で開催します。雪遊びやイグルーづくり、スノーシューハイクなど冬の公園ならではの遊びから、森の家で行うクラフト体験まで、1日いっぱい楽しめる企画を実施します。



[森に親しむ活動]

③ 野鳥観察会（年間を通して開催）

早朝の時間帯に野鳥観察会を開催します。南にある山々と市街地の境界にあたる当公園は多様な野鳥が訪れバードウォッチングに最適な自然環境で、特定の時期に観察できる野鳥や、日常的に耳にする鳥のさえずりをテーマに、公園スタッフが解説を交えて案内します。



④ 自然観察会（夏季に開催）

公園スタッフが自然の見どころを紹介する自然観察会を実施します。当公園の自然の魅力を紹介し、自然観察の楽しさを伝えます。



④ スノーシュー自然観察会（積雪期に開催）

スノーシューを履いて、公園の周辺を散策するスノーシューハイキングを実施します。野鳥や冬芽など、冬ならではの自然を観察しながら歩き、冬の運動不足を解消します。



⑥ 観光・旅行者向けの野鳥ガイド（随時開催）

北海道に訪れる観光客をターゲットにした野鳥ガイドを実施します。1 グループ単位の小人数制でガイドを行うことで、より満足度の高いバードウォッチングを体験していただきます。道外からの利用者の誘致、北海道の豊かな自然の魅力発信に貢献します。

〔森の家を活用したイベント〕

⑦ ネイチャーカフェ

森の家でコーヒーなどを飲みながら、自然に関する話が聴けるネイチャーカフェを実施します。近年人気のシマエナガ等の野鳥やシナントロープ（人工物など、人間の生活環境に依存して生きる野生生物の総称）といった自然環境等をテーマにした講習会を行うことで、自然への関心を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。



⑧ 木工クラフト体験会

公園の伐採木やつる植物の剪定枝、木の実などを使ったクラフト体験会を実施します。自然の素材を活用することにより、市民が自然を身近に感じることができ、植物リサイクルにもつながります。



〔公園利用マナーの啓発〕

愛犬といっしょの公園散歩講座

当公園は、犬の散歩で利用される方も多く、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。そこで、指定管理期間中に 1 回程度、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。



その他の利用促進の取組

① 自然観察グッズ等の無料貸出

現在、希望者に貸し出している双眼鏡と虫眼鏡、及びスノーシュー（冬期）の無料貸出について、今後も積極的に周知し、活用していただくよう努めます。

② 車いすの無料貸出

毎年、4月下旬から11月上旬までレストハウスにおいて、車いす5台を無料で貸し出しており、今後も継続して行います。

利用促進の指標と目標

上記の利用促進の取組のうち、次の指標については数値目標を設定し、達成に向けて取り組みます。

区 分	指 標	令和 6 年度実績	目 標(令和 6 年度比)
広 報	公式ホームページ更新	490,756 アクセス	5 年間でアクセス数を 10 %増
市民協働・地域連携	近隣教育機関との連携	1 件	5 年間の各年度 1 件以上
イベントの開催 (展示会を除く)	参加者数	1,008 人	5 年間の参加者数を 5%増

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当コンソーシアムは当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、市民協議会等と連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡視と相互交流

公園内の巡視・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や句碑・記念碑等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に排除します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡視により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、隣接する旭山都市環境林ではノーリードの犬による利用者の咬傷する事件が発生するなど問題となっています。看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接の指導などを実施しています。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、愛犬自身のケガや事故につながる恐れがあることを飼い主にご理解いただくなど、新たな対策についても検討・実施に努めます。



このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、指定管理期間中に当公園で1回、愛玩動物飼育管理士の協力を得て「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.92)を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。ごみの匂いがヒグマの誘因につながることからゴミの持ち帰りを促す看板等を設置し、マナー遵守について啓発します。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持ち去りや花の折り取りといった行為が認められた際には、こうした行為を止めるよう、ホームページ等で呼びかけるほか、園内に看板を設置し、注意喚起を行います。また、行為者を発見した場合は、公園内で植物採取はできないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 野生動物への餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いするとともに、注意看板を設置します。

また、カラスが食べ物を狙う状況が見られる際には、声掛けや看板で注意を促します。このほか、園内で目撃されるキタキツネに対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

他公園でよく見られる、カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、園内に看板を設置し、注意喚起を行っているほか、当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、坂が多い当公園では自転車を駐輪所（第1駐車場横）に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、駐車場からの乗り入れは禁止していることを園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な走行が確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

利用者サービスを含め、有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針、当該方針に基づく具体的な業務の実施要領を示してください。また、年度別の実施計画についても示して下さい。

(2) 自主事業への取組

利用者サービスの向上に向けた自主事業の取組について、取組の基本的な考え方と取組の具体的な内容を示して下さい。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画の基本的な方針

私たちは、緑化協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① 利用者の平等・公平性の確保

- a 公園の管理に当たっては、平等で公平な利用を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。
- b 誰でも利用できる偏りのない広範囲な情報を発信します。

② 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡視や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、利用規制、立入規制等、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策を確実に行います。また、地域と連携して取り組みます。

③ コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を各イベント開催時の管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 旭山記念公園運営協議会の内容等の情報公開を積極的に行い、説明責任をはたします。
- c 市民参加・協働を推進し、市民協議会をはじめとする地域との「森のフェスティバル」等のイベントの共催による連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用をサポートします。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修等によりスタッフの資質向上に努め、サービス向上につなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上の視点から管理運営します。
- c 貴重な公共の財産として、将来も見通した管理運営を行います。

(2) 自主事業への取組

高級住宅地に隣接する当公園の周辺は、立地的には藻岩山・円山に挟まれた丘陵地であり、あか抜けた特徴ある店舗や飲食店、学校、高齢者施設、病院等の様々な要素が集まっています。また、当公園は、素晴らしい眺望などの観光資源のほか、豊かな自然環境がもたらす資源は、市民の憩いの場、環境教育の場として利用されてきました。

これらの公園周辺の特性や、公園が有する資源を有効に活用し、また、地域の関連団体や企業、教育機関との協力・連携により、様々な利用者サービスとしての自主事業を企画・実施します。

「4 事業の計画」に記載のとおり、新たな公園利用者の誘致、利用頻度の向上、滞在時間の延長を目標とし、中心市街地から近い立地であることを生かして、当公園が「街」「人」「自然」をつなぐ場として機能する取組を実施します。公園利用者の幅広いニーズに応える、森の家とレストハウスの運営をはじめ、集客や季節性を重視したイベントを開催して公園利用のきっかけを提供し、当公園への再訪性を高めることをねらった定期事業を実施することにより、利用者サービスの向上を図ります。

1) 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の設置目的と効用を最大限に高め、公園の特徴を生かすべく、次の観点を基本的な考え方として計画立案、実施します。これをベースに、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、緑化協会が担当して行う自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

① 公平・平等

自主事業は、公式ホームページ、チラシなどで広く周知・募集し、市民の事業参加への機会均等を確保します。

② 安全体制の確保

行催事の開催時は、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業ごとに必要な人員を配置して、適正な利用指導を行います。

③ コンプライアンス

自主事業は、諸法令を確認・遵守して計画立案します。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるよう低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

公園や事業に対する要望などは、お客様から直接の聞き取りやアンケートを行うほか、アンケートボックス、電子メールなどにより的確に把握し、管理運営と事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容は、これまでの当公園管理の経験と多くの公園を管理しているスケールメリットを生かして作成します。また講師は、事業内容により経験と知識の豊かな当コンソーシアムスタッフがあたり、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的大きなイベントについては、市民協議会をはじめ、地域の方々や公園ボランティアとの協働・連携をベースに進めます。また、このことにより団体、公園ボランティアの活動の活性化に努めます。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際して、施設賠償責任保険や、レクリエーション保険等に参加し、万全の措置を講じます。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

2) 取組の具体的内容

① 各種体験イベント（公益事業）

自然観察会、野鳥観察会、スノーシュー自然観察会、クラフト体験会、愛犬と一緒にの公園散歩講座等の各種体験イベントを開催し、実施時にはレクリエーション保険、資料代相当額として参加費を徴収し、安心、有意義なイベント運営を行います。各イベントの概要については、本計画書「イベントの開催」(P.91)に記載しています。

各種体験イベント（公益事業）					
実施時期/回数	適宜				
対象	利用者				
連携団体	市民協議会、自然環境団体等				
年次目標	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収入予定金額	600,000 円	600,000 円	600,000 円	600,000 円	600,000 円
支出予定金額	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円
収支予算	440,000 円	440,000 円	440,000 円	440,000 円	440,000 円

② 森の家 オリジナル商品、登山グッズなどの販売（収益事業）

利用者サービスのひとつとして、森の家で野鳥や昆虫などの写真を使用したポストカードや、野鳥・植物を特集したリーフレット、木工製品などのオリジナル商品を販売します。またクマ鈴や虫よけスプレーなど、園内の自然散策および藻岩山登山利用者に供する商品を販売することで、登山の拠点としての利用促進を図ります。



森の家 オリジナル商品、登山グッズなどの販売（収益事業）						
実施時期/回数	通年					
対象	利用者					
連携団体	自然関連企業等					
＜オリジナル商品の販売＞						
年次目標	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
収入予定金額	280,000 円	280,000 円	280,000 円	280,000 円	280,000 円	
支出予定金額	120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	
収支予算	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
＜散策・登山グッズの販売＞						
年次目標	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
収入予定金額	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
支出予定金額	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	
収支予算	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	

④ カプセルトイの設置・販売（収益事業）

当公園の豊かな自然環境に親んでいただけるよう、レストハウス及び森の家で、当公園の野鳥、昆虫など、生き物の写真を使用した缶バッジなどのオリジナル商品や、人気のシマエナガ商品等をカプセルトイで販売します。



カプセルトイの設置・販売（収益事業）						
実施時期/回数	通年					
対象	利用者					
連携団体	特になし					
年次目標	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	
収入予定金額	90,000 円	90,000 円	90,000 円	90,000 円	90,000 円	
支出予定金額	60,000 円	60,000 円	60,000 円	60,000 円	60,000 円	
収支予算	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	

⑤ 自動販売機の設置（収益事業）

公園利用者の利便に配慮して、清涼飲料水の自動販売機（省エネルギー・防犯対応型）を設置します。園内の利用状況を勘案し、またレストハウスがクローズとなる夜間にも夜景観覧者等にご利用いただけるよう、レストハウス横、展望デッキ、第2駐車場などに配置します。

	自動販売機の設置（収益事業）				
実施時期/回数	4月下旬～11月下旬（レストハウス横は通年）				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入予定金額	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
支出予定金額	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円	180,000円
収支予算	920,000円	920,000円	920,000円	920,000円	920,000円

⑥ レストハウスの営業（収益事業）

公園利用者の利便性を図るため、レストハウスにて委託方式により利用者に飲食物等を提供します。

	レストハウスの営業（収益事業）				
実施時期/回数	4月下旬～11月下旬（年末年始）				
対象	来園者				
連携団体	NPO法人 手と手				
年次目標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入予定金額	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円	1,900,000円
支出予定金額	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円
収支予算	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円

年度別自主事業売上げ目標

年度別自主事業売上げ目標

（単位：千円）

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
各種体験イベント	600	600	600	600	600
森の家 オリジナル商品等の販売	280	280	280	280	280
森の家登山グッズ販売	30	30	30	30	30
カプセルトイレの設置・販売	90	90	90	90	90
自動販売機の設置	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
レストハウスの営業	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
合 計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

公園の課題及び懸案事項に対する公園の理想像を記載した上で、理想像の実現に向けた自主事業等の取組について具体的な内容を示して下さい（取組内容は（2）との重複可）。

（3）当公園の課題把握及び理想像の実現

1）当公園の課題及び理想像について

当公園は、札幌市創建 100 年を記念して昭和 45 年に造成され、標高 137.5mの展望広場からは、日本新三大夜景に選ばれた札幌の市街地が一望でき、人気の観光地となっています。また藻岩山、円山に隣接し都会の中の貴重な自然があり、野鳥や山野草などが身近に観察できるため、自然観賞や散策目的に来園される方も多い公園です。近年、市民協議会との協働事業の実施や、公園ボランティアによる清掃、民間企業の社会貢献活動への協力などを行っており、景色を楽しむだけでなく、森の家や散策路を周って、豊かな自然を楽しむ来園者が増加傾向です。ただ、同じく近年、問題になっているヒグマについては 2021 年の園内出没以降、毎年目撃情報が寄せられ、常に出没が懸念されています。今後も豊かな自然を活かした利用促進を図るとともに、来園者にはヒグマへの正しい知識と対策について啓蒙し、安心して公園を利用していただく環境の整備に取り組みます。

2）当公園の理想像の実現に向けた取組の具体的内容

旭山記念公園で多様な公園活動を展開し、新しい公園像を市民とともに作り上げるに当たり、次の取組を進めます。

① 市民協議会との協働事業の促進

「森のフェスティバル」など、自然環境を紹介するイベントを協働で開催しており、今後も継続して実施し、市民協議会の活動を企画や運営、広報等によるサポートをすることで、環境教育事業の活性化に努めます。また市民協議会登録団体「旭山自然調査隊」が主催する森のたんけん隊では、蝶が舞う多様性のある森づくりを子どもたちと行っており、ニセアカシアの稚樹処理やエゾエノキ・カエデ類の育苗を実施することで、自然環境の魅力の向上と緑地の健全な維持管理にもつながる事業を実施しており、今後も協働で推進します。



市民協議会の提案で身近な自然を守るための「旭山生き物ルール」を、札幌市による精査・承認をいただき公園内に設置しています。

野生生物への餌やり禁止などの基本的なルールのほか、繁殖期の探鳥のマナーなどを、市民協議会と協働して啓発に努めます。

② 公園ボランティアとの連携

2024 年には企業の社会貢献活動に協力し、ゴミ拾いと自然観察会を実施しています。またニセアカシアの稚樹処理を実施しています。今後も協働して自然の紹介と、健全な植生管理を実施します。



③ 道外利用者を誘致するイベントの開催

2024 年 10 月から主に道外から旅行・観光で訪れる方を対象にした、野鳥ガイドを企画、開始しました。公式 HP での告知でしたが、2025 年 3 月末まで大都市圏のほか四国、九州などから延べ 120 名以上をガイドしました。お申込みいただきました。人気のシマエンガなど多くの野鳥が見られる探鳥地としての利点を生かし、これまで以上に全国的な知名度を高め、当公園の PR に努めます。

④ ヒグマに対策や普及啓発の事業

毎年 6 月頃、園路沿いの笹刈りを実施していますが、それ以降に伸びてくる笹や作業機械での実施が難しい場所もあることから、笹刈りボランティアを募集して、ササ刈りを行います。またヒグマの皮の展示を行いよりリアルなものとして受け止めてもらえるように努めるなど、ヒグマ対策と普及啓発を行います。



2025 年 1 月にヒグマ対策ゴミステーション「とれんベア」が札幌市により設置され、主にレストハウスで発生したゴミの一次保管場所として利用しています。札幌市では初めて設置されたもので、マスコミからの取材を受けており、ヒグマへの注意喚起にも一役買っています。また安全対策として、クマ鈴の販売の継続とともに、無料レンタルを開始して、より安全に公園利用をしていただきます。



6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

施設ホームページのウェブアクセシビリティを確保（日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠）するための取組について、以下の項目の内容を示してください。

【既存のサイトを継続して使用する場合】

①適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール（現時点で AA 準拠を達成している場合はその維持・向上に向けた取組スケジュール） ②新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策 ③試験実施予定時期及び方法 ④アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等） ⑤ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等 ⑥過去のウェブアクセシビリティ対応実績

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（１）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当公園ホームページの管理運営は緑化協会が担当します。当公園では、現在公開しているサイトを継続して使用した上で、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、令和３年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後の維持・向上に向けた取組スケジュールは、毎年４月に対象職員へのアクセシビリティ講習を行い、「NPO 法人手と手」や「NPO 法人プリズムさっぽろ」等の福祉団体にメールにてお伺い、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成時やページの修正時には、緑化協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に試験実施済みですが、JIS 規格の変更やホームページのリニューアルがあった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

アクセシビリティ維持・向上の取組については、上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習、関係団体からの意見聴取のほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法として、担当者を置いて情報を集中し、専門業者と連携を取り解決します。また、情報の集中を図り、他ドメインでの問題を未然に防ぎ、同じ問題が起きないように対応します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、緑化協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ、及び緑化協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 類似業務の実績について

都市公園の管理運営に関して、類似業務の実績がある場合には、その業務内容及び成果等について示してください。

7 類似業務の実績について

(1) 旭山記念公園における維持・管理業務等の実績（指定管理者制度導入前）

1) 岩本石庭

岩本石庭は、平成 15 年度から平成 24 年度（指定管理者制度導入の前年）まで、札幌市中央区公園及び街路樹総合維持管理業務（西部地区）の特定共同企業体（JV）の構成員として、同業務のうち当公園の管理を継続して担当しました。経年に渡る管理業務を通じて得られた公園利用者・地域住民等の要望やニーズを反映させ、的確な管理業務を行っています。

2) 造園コンサル

造園コンサルは、平成 24 年度の札幌市中央区公園及び街路樹総合維持管理業務（西部地区）を受託した JV の代表企業であり、岩本石庭と連携して当公園の維持管理にあたりました。

(2) 他公園・施設等における指定管理業務の実績

1) 岩本石庭

岩本石庭は当公園以外に現在、藻南公園、石山緑地、小金湯さくらの森、常盤公園（令和 5～9 年度）の指定管理者（コンソーシアム構成員）として、主に常盤公園の管理運営を行っています。

2) 造園コンサル

造園コンサルは当公園以外に現在、あいの里公園・茨戸川緑地（令和 5～令和 9 年度）及び、岩見沢市北村多目的体育館・土里夢公園パークゴルフ場（令和 5～令和 9 年度）の指定管理者（コンソーシアム代表及び構成員）として管理運営にあたっています。

3) 緑化協会

緑化協会は、旭山記念公園を含め、札幌市における公の公園・施設の指定管理者として、現在は次に示す 17 公募単位、30 公園施設を管理運営しています。

管理年度	公園・施設名	所在地	指定管理者
R3～R7	旭山記念公園	札幌市中央区	コンソーシアム代表
R6～R10	月寒公園・吉田川公園	札幌市豊平区	コンソーシアム代表
R6～R10	西岡公園・西岡中央公園	札幌市豊平区	緑化協会
R7～R11	札幌市豊平川さけ科学館	札幌市南区	緑化協会
R5～R9	大通公園・創成川公園	札幌市中央区	緑化協会
R5～R9	中島公園・豊平川緑地（上流地区）	札幌市中央区	コンソーシアム代表

R5～R9	円山公園	札幌市中央区	緑化協会
R5～R9	百合が原公園	札幌市北区	緑化協会
R5～R9	モエシ沼公園	札幌市東区	緑化協会
R5～R9	川下公園・北郷公園・豊平川緑地（下流地区）	札幌市白石区	コンソーシアム代表
R5～R9	豊平公園	札幌市豊平区	緑化協会
R5～R9	平岡公園・清田南公園	札幌市清田区	緑化協会
R5～R9	平岡樹芸センター	札幌市清田区	緑化協会
R5～R9	農試公園・発寒西陵公園	札幌市西区	緑化協会
R5～R9	手稲稲積公園・北発寒公園・前田公園	札幌市手稲区	コンソーシアム構成員
R5～R9	前田森林公園・星置公園・明日風公園・山口緑地	札幌市手稲区	コンソーシアム代表

（３）他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績

１）岩本石庭

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務：中央区（西部地区）、南区（南地区）
豊平区（西岡・福住地区）

札幌市特別緑地保全地区及び都市環境林維持管理業務（その２）

国営公園管理業務：滝野公園中低木・高木管理他業務

札幌市公共施設維持管理業務：南区役所庭園管理、札幌市資料館庭園管理、
手稲平和霊園管理

２）造園コンサル

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務：中央区（西部地区）、西区（南地区）

知事公館構内公開区等庭園管理業務、道民の森植物管理委託業務

北海道埋蔵文化財センター芝生・樹木管理業務

３）緑化協会

国営公園の運営管理

■緑化協会は、これまでの公園・緑地等の管理経験で培ったノウハウを活用し、一般財団法人公園財団との共同体の代表として、平成 22 年度から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理を継続して行っています。

指定管理者制度以前の管理運営等業務

- 指定管理者制度の導入以前については、緑化協会が有する専門知識・技術等を活用して、百合が原公園など札幌市内の主要な大規模公園や、札幌市豊平川さけ科学館などの施設を管理運営し、その他公園・緑地、霊園等の維持管理業務を行ってきました。
- 業務の遂行においては、基本的な維持管理・運営管理に加え、公園・施設ごとに異なる仕様・特性に対して工夫して管理に取り組むことにより、緑化協会の公園運営能力の向上につなげ、これら公園・施設の価値を継続的に高めてきました。

その他の業務の実績

- 緑化協会ではこれまで、職員の専門技術や知識、資格等を活用して、公園等の管理運営以外にも、次のような業務を受託・実施することにより、緑化協会独自の技術と管理ノウハウを蓄積してきました。
 - ・花と緑のネットワーク推進支援事業
 - ・園芸・緑化等に係る講師派遣
 - ・プレーパーク推進支援事業
 - ・魚類・生物調査 など
- これらの業務の受託・実施においては、委託者の要求に適切に応え、良好な成果を上げることに努め、高い評価と信頼を得てきました。

(4) 緑化協会の業務における成果の代表事例

当コンソーシアムの代表団体である緑化協会では、前述の実績を通して、設立以来培ったノウハウを生かし、公園施設の管理運営業務等において、次のような有益な成果を上げています。

北国さっぽろを基準とした植物栽培技術の確立・発信

ユリ（百合が原公園）やライラック（川下公園）、ウメ（平岡公園）など、公園のシンボルとなっている植物の管理技術や、バラ、ダリア、フクシア、ゼラニウムなど札幌の環境・風土に適する植物の栽培技術を確立させ、「ここでしか見ることのできない景観づくり」、また「北国さっぽろならではの景観づくり」に努め、札幌の気候と次代のまちづくりに適した植栽デザインや栽培方法などについて広く普及・提案しています。

特に川下公園のライラックについては、開園当時から多数のライラックコレクションの育成や情報公開等を積極的に行ってきた結果、その継続的な活動が国際ライラック協会に認められ、平成 29 年に川下公園が「President's Award」を、また長年ライラックの管理に携わった緑化協会職員が「Directors' Award」をそれぞれ受賞しました。

人と自然に優しい公園管理

① 植物リサイクル

指定管理者として管理する全公園施設において、刈草、落ち葉、枝や幹などの植物系廃棄物を堆肥化又はチップ化し、樹木周辺及び園路等に敷き均すなど、可能な限り公園内で循環するよう、リサイクルに努めています。

② 化学農薬を極力使わない植物管理

化学合成された殺虫剤や殺菌剤、除草剤を極力使わない植物の維持管理による、安心・安全な公園管理を目指しています。例として、植物に直接・間接的に被害をもたらすコガネムシ類の防除のため、大通公園では土中の幼虫に対して人や生態系への悪影響がない生物農薬（天敵線虫）を撒布し、また平岡樹芸センターではボランティアとの協働で羽化期の夜間に成虫を大量に捕獲するなどの対応により、一定の成果が上がっています。

③ 生物多様性保全に向けた取組

公園・緑地をはじめ、札幌市内における生物多様性の保全については、以下にあげる各種の課題について、大学や専門機関、活動団体、ボランティア等との連携により継続して取り組み、状況の改善に努めています。

- ・ 特定外来生物であるオオハングソンソウのほか、イワミツバ、ゴボウなど外来植物の駆除
- ・ トノサマガエル、アズマヒキガエル、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、ミシシippアカミミガメ等の外来種を対象とした調査・啓発・駆除
- ・ 在来の希少種であるクリンソウ、クゲヌマラン、ハイケボタル、オオムラサキ、ニホンザリガニ、カワシンジュガイ等の保全・啓発
- ・ 鳥類による食害防除、野生動物（リス、キツネ、鳥類など）への餌付けから生じる諸問題への対応



そして、札幌市環境局の生物多様性推進事業に協力するために、緑化協会は「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」に登録しているほか、百合が原緑のセンターなど 4 施設が「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」に参加し、スタンプラリーの開催や連携事業などを行うことで、生物多様性保全活動の活性化に貢献しています。

また、札幌市からプロポーザルで発注されていた「まちなか生き物活動」事業において、平成 27 年度の「タブレットで生き物情報を集めよう！」では、緑化協会が管理する円山公園、平岡公園、西岡公園でトノサマガエル、ハイケボタル、野鳥を対象とした参加型調査に協力したほか、平成 29 年度の「身近でいいの？アメリカザリガニ～札幌市街地の外来種と生き物の飼育を考える～」においては、豊平川さけ科学館がプログラムの実施に協力しました。

さらに、平成 30 年度は、さけ科学館が事務局を務める「札幌ワイルドサーモンプロジェクト」が同業務を受託し、「さっぽろのサケが命をつなぐ川づくり ～しって、みて、まもる～」として保全・啓発業務を実施しています。

④ 安全・安心な公園利用環境の提供

札幌市内でも郊外に位置する公園では、キタキツネを見かけることがあり、利用者からエキノコックス感染症に対する不安の声が寄せられることがあります。緑化協会では、安全・安心な公園利用環境の確保のため、北海道立衛生研究所や環境動物フォーラム、北海道大学など専門機関の協力を得て、平成 29 年 6 月から、平岡公園において、令和 2 年 7 月から月寒公園において、試験的に駆虫薬入りのベイト（エサ）を毎月散布しています。

そして、この取組の目的と実施内容を、バイトがヒトや犬には安全であることを含め、ホームページで周知しています。

令和3年度より西岡中央公園でも年1回のバイト作成、月1回のバイト散布を札幌大学、田中学園と協同で実施しております。（R4年の検査により、西岡中央公園での検体は全て陰性の結果が出ています）

今後は、この取組の効果の検証結果を受けて、他公園での実施についても検討していく予定です。

園芸・緑化の普及啓発

広く市民の園芸技術の向上と緑化の普及啓発を推進するため、園芸講習会や公園観察会、緑の相談、展示会など、様々な取組を行っています。

① 講習会、公園観察会

一般に出回っている園芸に関する手引き書は、積雪のない本州仕様がそのほとんどで、積雪寒冷地で園芸を楽しむ札幌市民にとっては参考にならないことが多々あります。緑化協会では、長く培ってきた技術・ノウハウ等を市民に普及するため、スタッフによる様々な園芸講習会を開催し、市民の園芸知識及び技術のレベルアップを図ってきました。また、スタッフが園内の見どころを解説しながら案内する公園ツアーや自然観察会では、公園の魅力を紹介するだけでなく、環境や生物等についても広く学べるため、多くの市民から好評を得ています。



② 緑の相談

園芸に関する様々な相談に答える「緑の相談」は、3箇所の相談所において多数の相談（令和6年度は計 12,567 件）を受けています。北国さっぽろの園芸の特異性に対応し、植物ごとに異なる冬越しの管理など、一般の書籍など他の媒体では正確な情報を得ることが難しい質問に対しても、これまで培ってきた知識・技術、ノウハウを活用して、分かりやすく適切な回答に努め、市民からは高い評価と信頼を得ています。

③ 展示会の開催

ゼラニウムやフクシアなど、札幌の気候や生活環境に適した植物を紹介する展示会、地域で活躍する盆栽やサツキ、セントポーリアなどの植物同好会等との協働による展示会、市民が栽培したランなどの植物の展示会、植物や生物などを活用した環境教育関連の展示会など、四季折々の工夫を凝らした展示会を開催して、市民の目を楽しませるとともに、新たなガーデニングの提案と緑化の普及啓発を行っています。

④ みどりの街づくり

民有地の緑化と、緑化の普及啓発を図るため、次の事業を札幌市都市緑化基金事業として実施しています。（カッコ内は令和6年度の実績）。

- ・ 札幌市の木であるライラックや、エゾヤマザクラ等の苗木を配付（811 本）
- ・ 壁面緑化のためのツタ苗を補助（4 件、34 株）
- ・ 町内会等へのプランターの無料貸出し（3 団体、60 基、花苗 300 株）
- ・ 小・中学生を対象とした絵画コンクールの開催（参加 71 校、480 点）
- ・ 緑や花、公園がテーマのフォトコンテストの開催（応募 125 名、611 点）
- ・ ガーデニングボランティアの養成を目的とした講座・実習プログラムの実施
さっぽろまちづくりガーデニング講座（全 17 回の連続講座 受講者 20 名）
- ・ 園芸に関する知識や技術を解説する冊子の作成や、公園での外遊びをテーマにレポートをまとめ配布した。
▷すくすくみどりNo.33 「緑のインテリア 観葉植物を愉しもう」（3,000 冊）
- ・ 市民の緑化意識を高めることを目的とした啓発イベント
さっぽろ花と緑のまちづくりフォーラム 2025 春（参加者数：200 名）

⑤ さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業（札幌市委託事業）

緑化協会は札幌市の標記事業を受託し、事務局として、花と緑のまちづくりに関心を寄せる市民を募り、また広く市民・行政・企業などへ情報を発信し、みどり豊かなまちづくりへと広がっています。ワークショップや定期的な講習会の開催、会報、ホームページなど花と緑に関する情報を通して、人と人を結ぶ新たな活動創出のきっかけづくりをしており、成果は着実に広がっています。

⑥ ガーデニングボランティアの養成

公園をフィールドとした、講義や実習などを通して、花と緑によるボランティアを計画的に養成しています。

⑦ 園芸等に関する小冊子の発行

緑と花に関する小冊子「すくすくみどり」を発行し、札幌市役所・各区役所のほか、公園等の公共施設で配布し、バックナンバーについては緑化協会ホームページで公開しています。北国札幌での植物管理の実践的知識や、各種植物・みどり豊かな暮らしの提案など、市民に近いところから都市緑化を推進するための多様なテーマを採り上げています。

⑧ 外部からの派遣要請、植物栽培指導

緑化協会において、スタッフ各自が専門知識・技術の研鑽とその共有に努めてきた結果、現在、さまざまな団体・法人等から講習会・講演会の講師や専門委員としての依頼をいただいております。緑化協会が果たすべき使命・役割の一環として積極的に引き受けています。

市民参加・協働の推進

現在、緑化協会が指定管理者として管理する 19 の公園・施設において、43 の団体に計 700 名以上のボランティアが登録し、活発に活動しています。

緑化協会では円滑なボランティア活動を推進するため、各公園・施設にボランティアコーディネーターを配置してボランティアの育成・支援に努め、一人ひとりの意思を尊重しながら参加しやすい環境づくりや必要なサポートを行っています。

このほか、市民や地域の団体等によるイベントを積極的に誘致し、誰もが参加できるよう明るく楽しいイベント運営をコーディネートしています。

① プレーパーク（子どもの外遊び）の推進

緑化協会は、札幌市子ども未来局の「プレーパーク普及啓発・活動支援業務」を平成23年度から受託し、子どもの遊びを見守るプレーリーダーの育成や、外遊びに関わる様々なテーマでの実践的な講座の開催などにより、既存の活動団体の支援のほか、札幌市内各区において活動の芽をサポートし、育てていく活動に継続して取り組んできました。

公園・緑地における子どもの外遊びをより活発なものとするため、今後も公園の管理運営と連携して活動支援の取組を推進していきます。

② 子ども達による生物調査活動

緑化協会では、子ども達による生物調査を通じた環境教育・保全啓発の取組として「西岡ヤンマ団」を平成19年度から、「西岡さかな組」を平成21年から、西岡公園で自主事業として実施してきました。参加する子ども達は、調査を通じて生物と接し、結果を整理して考察し、発表することを通して生物に関する興味関心を深め、自然環境の大切さを学びます。継続した活動においては、卒業生や保護者の方もサポートに参加するなど、地域の活動活性化にもつながっています。

これらの取組に対しては次のとおり、これまで様々な賞を受賞しています。

受賞内容			主催者
ヤンマ団	H23	ジュニア自然環境賞	(一財)前田一步園財団
	H27	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	さっぽろ環境賞 札幌市長賞(市民・団体部門)	札幌市
	H28	こどもホタレンジャー2016 水環境保全賞	環境省
	H28	こども環境学会賞 活動賞	(公社)こども環境学会
	H29	道新地域げんき大賞	(株)北海道新聞社
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第89回日本動物学会札幌大会
さかな組	H28	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	クリオネ賞	(公社)日本水環境学会北海道支部
	H29	水環境文化賞「児童・生徒の部」(みじん子賞)	(公社)日本水環境学会
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第89回日本動物学会札幌大会

③ 効率的な管理運営

緑化協会はメリハリのある管理計画の策定・実行、及び人員配置の工夫などにより、公園・施設においてより効率的な管理運営体制を構築してきました。スタッフの専門知識・技術を生かして、公園・施設間で柔軟にスタッフを配置・活用しています。

④ ノウハウの共有による品質・サービスの向上

札幌市の公の施設及び国営滝野すずらん丘陵公園の管理運営などにより培ったノウハウを、組織全体の財産としてスタッフ間で共有することにより、全公園・施設の品質向上や利用者サービスの向上につなげています。

8 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当コンソーシアムの代表団体である緑化協会では、物品の購入、また外部への委託等については、次に示す理由により、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- ・ 地域経済の発展に寄与するため
- ・ 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため
- ・ 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため
- ・ 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため

当公園の管理においては今後も引き続き、上記理由に基づき、当コンソーシアム全体で次の事項を優先して適切な市内企業を選定し、活用していきます。

2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- ・ 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業、福祉施設・団体等が生産する物品等
- ・ 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- ・ 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等

(2) 活用に向けた具体的な取組

当コンソーシアムでは、当公園において上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次の事項に取り組みます。

- ① 当コンソーシアムの構成団体間、及びそれぞれが管理する公園・施設間の情報を共有して、事業者のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて企業を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に努めます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の積極的な情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会の増加や、地域の商店などとの連携に努めます。
- ⑤ 「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託などの継続・拡大に努めます。